

令和4年度

高知県交通安全実施計画実績報告

高知県交通安全対策会議

目 次

体系表

第1部 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備	
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	4
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	5
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	10
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	14
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	15
(7) 無電柱化の推進	16
(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	17
(9) 効果的な交通規制の推進	18
(10) 自転車利用環境の総合的整備	19
(11) I T S の活用	21
(12) 交通需要マネジメントの推進	22
(13) 総合的な駐車対策の推進	23
(14) 道路交通情報の充実	25
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	27
2 交通安全思想の普及と徹底	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	29
(2) 効果的な交通安全教育の推進	36
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	37
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	45
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	48
3 安全運転の確保	
(1) 運転者教育等の充実	49
(2) 運転免許制度の改善	53
(3) 安全運転管理の推進	54
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	55
(5) 交通労働災害の防止等	56
(6) 道路交通に関連する情報の充実	57
4 車両の安全性の確保	
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	58
(2) 自転車の安全性の確保	59

5	道路交通秩序の維持	
(1)	交通の指導取締りの強化等	61
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	63
(3)	暴走族等対策の推進	65
6	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備	68
(2)	救急医療体制の充実	71
(3)	救急医療機関の協力体制の確保等	73
7	被害者支援の充実と推進	
(1)	無保険（無共済）車両対策の徹底	74
(2)	交通事故相談活動の推進	75
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	76
8	南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保	
(1)	災害に備えた道路交通環境の整備	78
(2)	災害に備えた交通安全情報の普及啓発	81

第2部 鉄道交通の安全

1	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	83
(2)	運転保安設備等の整備	85
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	86
3	鉄道の安全な運行の確保	
(1)	保安監査の実施	88
(2)	運転士の資質の保持	89
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	91
(4)	気象情報等の充実	93
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	94
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	95
(7)	計画運休への取組	96
4	鉄道車両の安全性の確保	98
5	救助・救急活動の充実	99
6	被害者支援の推進	101
7	鉄道事故等の原因究明と事故等防止	102

第3部 踏切道における交通の安全

1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	103
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	105
3	踏切道の統廃合の促進	106
4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	107

体 系 表

柱	事業名	実施項目	実施機関		
I 道路交通の安全	1 道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	地方整備局 県道路課	県警交通指導課 県都市計画課	県警交通規制課
		(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	地方整備局	県警交通規制課	
		(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 県都市計画課	県警高速道路交通警察隊 西日本高速道路(株)
		(4) 交通安全施設等整備事業の推進	地方整備局	県警交通規制課	県道路課
		(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	県交通運輸政策課		
		(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	地方整備局 県都市計画課	県警交通規制課	県道路課
		(7) 無電柱化の推進	地方整備局	県道路課	県都市計画課
		(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	県港湾・海岸課		
		(9) 効果的な交通規制の推進	県警交通規制課		
		(10) 自転車利用環境の総合的整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 県都市計画課	県県民生活課
		(11) ITSの活用	県警交通規制課		
		(12) 交通需要マネジメントの推進	地方整備局	県交通運輸政策課	
		(13) 総合的な駐車対策の推進	運輸局 県警交通規制課	県警交通企画課	県警交通指導課
		(14) 道路交通情報の充実	地方整備局 県道路課	総合通信局	県警交通規制課
		(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 西日本高速道路(株)	県子ども家庭課
2 交通安全思想の普及と徹底	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	県教委学校安全対策課 県長寿社会課	県教委幼保支援課 県障害福祉課	県警交通企画課 県県民生活課	
	(2) 効果的な交通安全教育の推進	県警交通企画課	県県民生活課		
	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	県警交通企画課 県障害福祉課	県教委学校安全対策課 県県民生活課	県広報広聴課 西日本高速道路(株)	
	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	運輸局	県警交通企画課	県県民生活課	
	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	県県民生活課			
3 安全運転の確保	(1) 運転者教育等の充実	県警交通企画課 県交通運輸政策課	県警運転免許センター	県県民生活課	
	(2) 運転免許制度の改善	県警運転免許センター			
	(3) 安全運転管理の推進	県警交通企画課			
	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	運輸局			
	(5) 交通労働災害の防止等	労働局			
	(6) 道路交通に関連する情報の充実	気象台	県消防政策課		
4 車両の安全性の確保	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	運輸局			
	(2) 自転車の安全性の確保	県教委学校安全対策課	県警交通企画課	県県民生活課	

体 系 表

柱	事業名	実施項目	実施機関		
I 道路交通の安全	5 秩序道路維持通	(1) 交通の指導取締りの強化等	県警交通指導課	県警高速道路交通警察隊	西日本高速道路(株)
		(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	県警交通指導課		
		(3) 暴走族等対策の推進	運輸局 県教委学校安全対策課	県警交通指導課	県県民生活課
	6 活動救の助・実・救急	(1) 救助・救急体制の整備	県警交通企画課 県消防政策課 西日本高速道路(株)	県警運転免許センター 県健康対策課	県教委学校安全対策課 県医療政策課
		(2) 救急医療体制の充実	県保健政策課	県医療政策課	
		(3) 救急医療機関の協力体制の確保等	県警交通企画課	県消防政策課	県医療政策課
	7 の充被害者推進援	(1) 無保険(無共済)車両対策の徹底	運輸局	県警交通企画課	
		(2) 交通事故相談活動の推進	県県民生活課		
		(3) 交通事故被害者支援の充実強化	運輸局	県警交通指導課	県県民生活課
	8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保	(1) 災害に備えた道路交通環境の整備	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 西日本高速道路(株)	県南海トラフ地震対策課
		(2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発	総合通信局 県県民生活課	地方整備局 県道路課	県警交通規制課 西日本高速道路(株)
	II 鉄道交通の安全	1 鉄道交通環境の整備	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)
(2) 運転保安設備等の整備			四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	とさでん交通(株)
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	
3 鉄道の安全な運行の確保		(1) 保安監査の実施	運輸局		
		(2) 運転士の資質の保持	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		(4) 気象情報等の充実	気象台 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
		(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	運輸局		
		(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	運輸局		
		(7) 計画運休への取組	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)
4 鉄道車両の安全性の確保		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	
5 救助・救急活動の充実		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株) 県消防政策課	土佐くろしお鉄道(株) 県医療政策課	
6 被害者支援の推進		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止		運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	
III 踏切道における交通の安全	1 踏切道の立立交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	
	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	
	3 踏切道の統廃合の促進	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	
	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	運輸局 とさでん交通(株)	四国旅客鉄道(株)	土佐くろしお鉄道(株)	

第1部

道路交通の安全

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	機関名	地方整備局
ア 生活道路における交通安全対策の推進		県警交通指導課
イ 通学路等の歩道整備等の推進		県警交通規制課
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備		県道路課 県都市計画課
実績		
<p>ア 生活道路における交通安全対策の推進 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策エリアの計画策定に関する支援を実施した。 <p>(県警交通指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人に優しい交通環境の確立を目的とした交通指導取締り 歩行者等が交通事故被害者となる交差点関連違反に重点を置いた指導取締りを実施した結果、信号無視 4,787 件（前年度比+862 件）、歩行者妨害等 1,185 件（前年度比+167 件）、一時不停止 10,322 件（前年度比-767 件）、合計 16,294 件（前年度比+262 件）を検挙した。 ・悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反取締り 違法駐車実態や取締り要望等を踏まえて策定している「駐車監視員取締り活動ガイドライン」の重点地区を中心に、悪質性・危険性・迷惑性の高い放置駐車違反の取締りを実施した。 ・駐車監視員の効果的運用 違法駐車実態の多い土・日曜日に、警察官及び駐車監視員による巡回をシフトして違法駐車排除にむけた効果的な活動を実施した結果、土・日曜日の放置違反車両確認件数は、全取付け件数の 37.6 パーセントに当たる 918 件を確認し、休日の違法駐車対策に相当の効果が認められた。 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン 30 に物理的デバイスを組合わせた「ゾーン 30 プラス」を整備し、速度抑制や通過交通の抑制・排除等に重点を置いた「人にやさしい歩行空間」を確保するための安全対策を推進した。 ・生活道路における信号灯器の LED 化（419 灯）、道路標識等の高輝度化の整備を実施した。 <p>イ 通学路等の歩道整備等の推進 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」第 3 条に基づき通学路指定されている 15 箇所 で歩道及び自転車歩行者道の整備及び計画推進を図った。 国道 33 号 旭町交差点改良、日下歩道、岩目地歩道 国道 55 号 川北自歩道、吉良川歩道 国道 56 号 百石西交差点改良、石立交差点改良、蓮池交差点改良、北地歩道、久礼歩道、 古市町交差点改良、下呉地歩道、拳ノ川歩道、佐賀歩道、荒川歩道 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路交通安全プログラムに位置付けられた交通安全対策を実施した。（31 箇所） ・その他の交通安全対策事業により歩道及び自転車歩行者道等の整備した。（12 箇所） 		

(県都市計画課) ・ (都) 朝倉駅針木線 (中工区)、 (都) 高知南国線 (篠原工区)、 (都) 高知駅秦南町線 (北工区・南工区)、 (都) はりまや町一宮線 (はりまや工区)、 (都) 旭駅城山町線 (旭町工区)、 (都) 右山角崎線の事業進捗を図った。

※ (都) …都市計画道路

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

(地方整備局)

- ・ 上記イと同じ。

(県警交通規制課)

- ・ 信号灯器のLED化 (419 灯)、道路標識等の高輝度化の整備を実施した。
- ・ 幹線道路以上の押しボタン信号機について車両円滑性に配慮した上、連動・定周期運用化及び同運用時間を変更し、車両の信号看過の抑止、歩行者の待ち時間短縮、信号無視対策とする安全対策を実施した。

(県道路課)

- ・ 交通安全対策事業により、歩道の新設や道幅の狭い歩道の拡幅を実施した。

(県都市計画課)

- ・ 前述イと同じ

成果、課題及び改善点

ア 生活道路における交通安全対策の推進

(地方整備局)

- ・課題等なし。

(県警交通規制課)

- ・中村新町に「ゾーン 30」にスムーズ横断歩道を 2 箇所設置し、新しく「ゾーン 30 プラス」として整備し、「人にやさしい歩行空間」を確保するための安全対策を実施した。

(県警交通指導課)

- ・人に優しい交通環境を確立するため、交差点関連違反に重点を置いた指導取締りを継続するとともに、歩行空間を確保するための違法駐車対策を推進する。

イ 通学路等の歩道整備等の確保

(地方整備局)

- ・課題等なし。

(県道路課)

- ・通学路の歩道整備については、道路改築及び交通安全施設整備として整備を行っている。
- ・歩道整備の困難な箇所においては、路肩のカラー舗装化や防護柵の設置等の検討をしていく

(県都市計画課)

- ・(都)朝倉駅針木線(中工区)、(都)右山角崎線において、通学路の一部区間の歩道整備が完成した。

今後も、事業中の工区の早期完成に向けて事業の進捗を図る。

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

(地方整備局)

- ・課題等なし。

(県警交通規制課)

- ・高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全・安心に参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進している。
- ・視覚障害者付加装置については、夜間・早朝の時間帯運用について視覚障害者及び地域住民等と調整が必要と認める。

(県道路課)

- ・公共施設や福祉施設、学校の周辺の道路や、市街地の幹線道路等において、交通安全事業により歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。

(県都市計画課)

- ・前述イに同じ

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	機関名	地方整備局 県警交通規制課
実績		
(地方整備局) ・整備箇所 高知東部自動車道、阿南安芸自動車道 板木野防災、越知道路(2工区) 窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路 (県警交通規制課) ・実績なし。		
成果、課題及び改善点		
(地方整備局) ・課題等なし。 (県警交通規制課) ・適正な交通規制を実施するため、道路管理者との連携を図る必要がある。		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	機関名	地方整備局 県警交通規制課 県警高速道路交通警察隊 県道路課 県都市計画課 西日本高速道路(株)
ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進		
イ 事故危険箇所対策の推進		
ウ 幹線道路における交通規制		
エ 重大事故の再発防止		
オ 適切に機能分担された道路網の整備		
カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進		
キ 道路の改築等による交通事故対策の推進		
ク 交通安全施設等の高度化		
実績		
ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 (地方整備局) ・平成26年度までに対策立案した73区間について、対策(案)を基に関係機関と調整を図りながら、整備促進中。 国道33号 旭町交差点改良、日下歩道、川内ヶ谷橋視距改良、引地橋側道橋、岩目地歩道 国道55号 川北自歩道、吉良川歩道 国道56号 百石西交差点改良、石立交差点改良、蓮池交差点改良、朝倉甲交差点改良、北地歩道、久礼歩道、下呉地歩道、古市町交差点改良、拳ノ川歩道、小黒ノ川視距改良、佐賀歩道、荒川歩道を整備促進中		
イ 事故危険箇所対策の推進 (地方整備局) ・平成30年度までに対策立案した74箇所について、対策(案)を基に関係機関と調整を図りながら、整備促進中。 (県警交通規制課) ・事故実態、交通実態に照らし、補助車両灯器の移設・増灯等の安全対策を行った。交通環境に合わせた適切な規制を実施するとともに、実態に即さない規制を廃止した。 (県道路課) ・通学路の歩道整備については、道路改築及び交通安全施設整備として整備を行っている ・歩道整備の困難な箇所においては、路肩のカラー舗装化や防護柵の設置等の検討をしていく (県都市計画課) ・実績なし。		
ウ 幹線道路における交通規制 (地方整備局) ・実績なし。 (県警交通規制課) ・交通の状況、交通事故の発生状況、地域住民の意見等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう規制の見直しを実施した。		

- ・交差点改良に伴い、1交差点の信号柱を移設した。
 - ・芸西村から安芸市赤野までにわたる夕方の渋滞対策のため、信号機の周期を見直し、渋滞解消を図った。
 - ・高知西バイパスの朝の渋滞対策として、信号機の連携を見直し、日高村周辺の先詰まり渋滞解消を図った。
 - ・高知龍馬空港 I C 口から国道 55 号までにわたる朝の渋滞対策のため、信号機の連携及び右折矢印時間の見直しを図り、渋滞の解消を図った。
 - ・高知市北川添の曙大橋西詰からニトリ高知店までの間にわたる朝の渋滞対策として、信号機の北進右折時間の見直しを図り、渋滞解消を図った。
 - ・高知市五台山の高知南 I C 口交差点の夕方の渋滞対策のため、東西の右折矢印秒数を見直し、渋滞解消を図った。
- (西日本高速道路 (株))
- ・高知自動車道 夜間通行止め (高知 IC~須崎東 IC)
4 月・・・5 夜間 / 10 月・・・5 夜間

エ 重大事故の再発防止

(地方整備局)

- ・社会的に大きな影響を与える重大事故 (死亡事故等) が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について道路管理者と警察共同で現地調査を行い、再発防止策の検討を実施した。

(県道路課)

- ・社会的に大きな影響を与える重大事故 (死亡事故等) が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について道路管理者と警察が共同で現地調査を行い、簡易対策については短期間で実施し、重大事故の再発防止を図る。

オ 適切に機能分担された道路網の整備

(地方整備局)

- ・整備箇所
高知東部自動車道、阿南安芸自動車道
板木野防災、高知西バイパス、越知道路 (2 工区)
窪川佐賀道路、中村宿毛道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路
 - ・歩道、自歩道整備等 (19 箇所)
- (県道路課)
- ・バイパス整備を実施した。
 - ・交通安全事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備した。 (44 箇所)
- (県都市計画課)
- ・国道 195 号のバイパス機能を有する (都) 高知南国線 (篠原工区) の事業進捗を図った。

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

(地方整備局)

- ・反射板の設置等、交通安全施設の整備を進めた。

(県警高速道路交通警察隊)

- ・路管理者に対して、対面通行区間におけるワイヤー式防護柵について、トンネル、橋梁等未設置区間への設置を申し入れ、設置が進んだ。逆走、歩行者及び自転車等の立入事案防止のための警戒標識・道路標示等の整備を申し入れた。
- ・高速道路利用者に対して、サービスエリア等において、交通事故に直結するおそれのある、あおり運転の禁止及びあおり運転に遭遇した際の対処方法について広報啓発活動を実施した。
- ・運転手に注意喚起を促すために、白黒パトカーの赤色灯を点灯させた機動警らや駐留監視等の見せる活動を実施した。
- ・ラジオ放送において、道路交通情報提供及び交通安全広報啓発を実施した。
- ・交通事故多発地点における、原因と対策について、道路管理者と検討会を実施した。

(西日本高速道路(株))

- ・完成4車線区間 舗装補修工事(約2.0km)
- ・暫定2車線区間 舗装補修工事(約1.0km)
- ・完成4車線区間 路面標示工事(約8.5km)
- ・暫定2車線区間 路面標示工事(約6.6km)

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

(地方整備局)

- ・上記オと同じ。

(県道路課)

- ・上記オと同じ。

(県都市計画課)

- ・(都)朝倉駅針木線(中工区)、(都)高知南国線(篠原工区)、(都)高知駅秦南町線(北工区・南工区)、(都)はりまや町一宮線(はりまや工区)、(都)旭駅城山町線(旭町工区)、(都)右山角崎線の事業進捗を図った。

ク 交通安全施設等の高度化

(地方整備局)

- ・道路標識の高輝度化や高視認性区画線等の整備、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト(地点標)の整備を実施した。

(県警交通規制課)

- ・利用者に分かりやすく、かつ交通実態に即した信号制御を行うため、信号機をLED化(419灯)した。

成果、課題及び改善点

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

（地方整備局）

- ・令和4年度から新たに、国道33号 岩目地歩道、国道56号 朝倉甲交差点改良、久礼歩道、拳ノ川歩道に着手した。

イ 事故危険箇所対策の推進

（地方整備局）

- ・令和4年度は路面標示による対策を実施した。

（県警交通規制課）

- ・公安委員会（県警）単独の対策は完了している。

（県道路課）

- ・事故危険箇所における未対策箇所について、引き続き対策を実施する。
- ・事故防止対策後のフォローアップ調査を実施した。

（県都市計画課）

- ・街路事業実施予定箇所に事故危険区間が追加された場合には、当事業により改築を行う。

ウ 幹線道路における交通規制

（県警交通規制課）

- ・交差点における交通事故を抑止するため、信号機の多現示化、歩車分離化等現示の見直しを図るとともに、視認性向上のための信号灯器のLED化を推進していく。

（西日本高速道路（株））

- ・夜間通行止めによる集約工事の実施により、片側交互通行規制回数を削減することで、交通安全を確保することができた。

エ 重大事故の再発防止

（地方整備局）

- ・社会的に大きな影響を与える重大事故（死亡事故等）が発生した際、当該箇所の事故発生の要因について調査を行い、簡易に対策できるものから早期に対策を実施する必要性あり。

（県道路課）

- ・上記イと同じ。

オ 適切に機能分担された道路網の整備

（地方整備局）

- ・交通事故の多発等を防止し、交通渋滞の解消を図ることにより、安全かつ円滑・快適な交通を確保するための、バイパス整備、交差点改良等の整備を推進する必要性あり。

- ・交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故対策の必要性あり。

- ・幅員狭隘等による事故発生の危険性が高い箇所の存在あり。

（県道路課）

- ・引き続きバイパス整備を実施する。

- ・引き続き交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備する。

(県都市計画課)

- ・国道 195 号のバイパス機能を有する(都)高知南国線(篠原工区)において、引続き早期完成に向けて事業の進捗を図る。

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

(地方整備局)

- ・交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設の整備を計画的に進める。

(県警高速道路交通警察隊)

- ・道路管理者への申し入れにより、ワイヤー式防護柵の整備が進み、トンネル、橋梁区間以外は設置が完了した。なお橋梁等設置不能区間における対向割れ事故防止対策の要請が必要である。
 - ・道路管理者への申し入れにより、逆走、立入事案防止のための警戒標識等の整備が進んだが、引き続き設置申し入れを継続するとともに、パトカーにより逆走車、立入者の交通事故発生前の早期排除に努める。
 - ・あおり運転の代表的違反である「車間距離不保持」については、重大事故発生に直結するおそれが高いことから、県警ヘリとの空陸一体となった合同取締りの広報啓発活動を行うとともに緊張感保持のためパトカーを見せる活動を推進する。
 - ・引き続き、高速道路利用者の安全性・利便性の向上を図るための交通情報提供を行う。
- (西日本高速道路(株))
- ・当初計画どおり舗装補修工事及び路面表示工事を施工することができた。引き続き 100%の安全・安心を追求し、継続的な事故防止対策を実施する。

キ 道路の改築等による交通事故対策の推進

(地方整備局)

高知東部自動車道、阿南安芸自動車道

板木野防災、高知西バイパス、越知道路(2工区)

窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路、宿毛内海道路を推進中。

(県道路課)

- ・上記オと同じ。

(県都市計画課)

- ・(都)高知駅秦南町線(北・南工区)において、車道の4車線供用を行った。他工区についても引続き早期完成に向けて事業の進捗を図る。

ク 交通安全施設等の高度化

(地方整備局)

- ・事故危険区間等での積極的な実施及び効果検証等が必要。

(県警交通規制課)

- ・昭和 41 年 4 月に制定された「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」により計画的に整備を続けてきた交通安全施設は、交通の安全と円滑に大きく寄与してきたが、それらの施設の老朽化が進み、施設の維持管理が大きな課題となっている。

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	機関名	地方整備局 県警交通規制課 県道路課
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理		
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		
ウ 幹線道路対策の推進		
エ 交通円滑化対策の推進		
オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現		
カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 道路交通環境連絡協議会等の活用		
実績		
<p>ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の更新等を実施した。 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信号制御機を97基更新した。 老朽化のため、信号柱を7本建替した。 信号機をLED化(419灯)した。 <p>イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進として、歩行空間等の整備について、18箇所を整備及び計画の推進を図った。 国道33号 旭町交差点改良、日下歩道、引地橋側道橋、岩目地歩道 国道55号 川北自歩道、吉良川歩道 国道56号 蓮池交差点改良、朝倉甲交差点改良、北地歩道、久礼歩道、下呉地歩道、古市町交差点改良、拳ノ川歩道、小黒ノ川視距改良、佐賀歩道、荒川歩道 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活道路における「人にやさしい歩行空間」の推進の一つとして、「ゾーン30プラス」の整備を行った。(四万十市中村新町)、 押しボタン信号機を1基新設した。(高知市神田) <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等の整備(43箇所) <p>ウ 幹線道路対策の推進 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故ゼロプラン、事故危険箇所の残区間において、対策(案)を基に関係機関と調整を図りながら、整備促進中。 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 視認性の向上や道路の円滑等のため、幹線道路の交差点において、信号機を移設した。 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故危険箇所の対策を推進した。 		

エ 交通円滑化対策の推進

(地方整備局)

- ・交差点改良等の渋滞対策等による交通の円滑化を推進中。

(県警交通規制課)

- ・随時規制の見直しを実施し、必要性の低下した規制については廃止した。
- ・信号機を3基新設した。(高知市神田・香美市土佐山田町・黒潮町)
- ・信号制御機を97基更新した。

オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

(県警交通規制課)

- ・実績なし。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

(地方整備局)

- ・「道の相談室」「標識意見箱」「道路緊急ダイヤル(#9910)」等を参考とし、その意見を道路整備に反映する様に努めた。

(県警交通規制課)

- ・規制や交通環境の整備のため、あらゆる機会を通じて住民の意見を聴取するとともに、自治体が主催する説明会等に参加し意見の交換等を行った。

(県道路課)

- ・「道の相談室」や「知事へのメール(手紙)」、「通学路点検」、相談電話(県民の声)を参考とし、その意見を道路整備に反映するよう努めた。

キ 道路交通環境連絡協議会等の活用

(県道路課)

- ・実績なし。

成果、課題及び改善点

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

(地方整備局)

- ・課題等なし。

(県警交通規制課)

- ・信号機、交通情報板等の端末装置については、19年を経過したものを更新対象としているが、老朽化した機器の機能低下や故障など深刻な問題が懸念されるので、維持管理については計画的に実施する必要がある。
- ・交通環境に合わせた規制となるよう常時検討を実施し、必要性の低下した規制については廃止を含めた見直しを実施する必要がある。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

(地方整備局)

- ・令和4年度から新たに、国道33号 岩目地歩道、国道56号 久礼歩道、朝倉甲交差点改良、拳ノ川歩道に着手。

(県警交通規制課)

- ・道路管理者と連携を図り、自転車道、自転車専用通行帯、普通自転車歩道通行部分の指定等の対策を実施し、歩行者と自転車の分離を図り安全な通行空間を確保するとともに、歩行空間のバリアフリー化を図る必要がある。

(県道路課)

- ・引き続き交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備する。

ウ 幹線道路対策の推進

(地方整備局)

- ・引き続き対策箇所において、フォローアップ調査を継続する必要あり。

(県警交通規制課)

- ・幹線道路において、交通流の変化を的確に把握し、予想される交通流に対応した信号制御を行うため、集中制御化、系統化、半感応化等の信号機の高度化を図る必要がある。

(県道路課)

- ・事故危険箇所における未対策箇所について、引き続き対策を実施する。
- ・事故防止対策後のフォローアップ調査の実施する。

エ 交通円滑化対策の推進

(地方整備局)

- ・課題等なし。

(県警交通規制課)

- ・道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性の高い場所に信号機を新設し、交通の安全と円滑化を図る必要がある。
- ・交通環境を見直し、適切な規制を実施する必要がある。

オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

(県警交通規制課)

- ・交通に関する情報の収集、分析及び信号機の操作、交通情報板による交通情報の提供、その他の道路における交通規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る必要がある。
- ・交通流の変化にきめ細かに対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化を図る必要がある。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

(地方整備局)

- ・「道の相談室」「標識意見箱」「道路緊急ダイヤル（#9910）」等を活用し、その意見を道路整備に反映する様に努める。

(県警交通規制課)

- ・寄せられた苦情要望については、関係機関と連携し実現可能なものから順次整備する必要がある。
- ・対応が困難なものについては、通報者に連絡の上、状況を説明する必要がある。
- ・住民参加の危険箇所点検等の実施が減少しているので、学校や地区単位で現場点検を実施し、住民と意見交換する機会を増やす必要がある。

(県道路課)

- ・「道の相談室」や「知事へのメール（手紙）」、「通学路点検」、相談電話（県民の声）を参考とし、その意見を道路整備に反映するよう努めた。

キ 道路交通環境連絡協議会等の活用

(県道路課)

- ・今後、高知県道路交通環境安全推進連絡会議が開催された際には、事故が多発する箇所での対策検討等を実施する。

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	機関名	県交通運輸政策課
実績		
<p>(県交通運輸政策課)</p> <p>○県の地域公共交通計画の策定に向けた検討 ⇒県版地域公共交通計画を策定した。</p> <p>○市町村等の地域公共交通計画の策定及び計画に掲げる取り組みを支援 ⇒計画策定済み・計画に掲げる取り組み実施市町村数 21市町</p>		
成果、課題及び改善点		
<p>(県交通運輸政策課)</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民調査や市町村・事業者アンケートによって明らかになった課題を基に、持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けた基本方針と目標、目標の実現に向けて実施する施策・事業等を関係者で合意した。 ・市町村の地域公共交通計画の策定及び計画に掲げる取り組みが進み、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入や維持が図られた <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定や同計画に基づく取組を実施するための財源 		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	機関名	地方整備局
		県警交通規制課 県道路課 県都市計画課
実績		
<p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし。 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信号機をLED化(419灯)した。 安全で通行しやすい歩道となるため自転車通行環境の整備を道路管理者と協議した。 車両運転者から道路横断者をより発見しやすい横断歩道となるよう道路管理者と協議した。 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備した。 <p>(県都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道整備や段差・傾きの解消 <ul style="list-style-type: none"> (都)朝倉駅針木線(中工区)、(都)高知南国線(篠原工区)、(都)高知駅秦南町線(北工区・南工区)、(都)はりまや町一宮線(はりまや工区)、(都)旭駅城山町線(旭町工区)、(都)右山角崎線の事業進捗を図った。 		
成果、課題及び改善点		
<p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題等なし。 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応信号機の整備を推進しているが、整備するに当たっての付近住民との事前調整が必要である。 普通自転車歩道通行可の歩道の見直しを実施した。 横断歩道の安全対策の1つとして横断歩道のカラー化が実施されているが、これについて道路管理者と更なる協議が必要となる。 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き交通安全対策事業による歩道及び自転車歩行者道等を整備する。 <p>(県都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> (都)朝倉駅針木線(中工区)、(都)右山角崎線において、通学路の一部区間の歩道整備が完成した。 今後も、事業中の工区の早期完成に向けて事業の進捗を図る。 		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(7) 無電柱化の推進	機関名	地方整備局
		県道路課 県都市計画課
実績		
<p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道56号 高知市棧橋通3丁目～北高見町(工事推進) <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者(電線管理者)との調整を実施した。 <p>(県都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) はりまや町一宮線(はりまや工区)において、無電柱化工事に着手した。 		
成果、課題及び改善点		
<p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が発信するコスト縮減の取組、スピードアップの取組等を参考に適切な工法・整備手法を検討し、事業を推進していく。 <p>(県都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) はりまや町一宮線(はりまや工区)、(都) 旭駅城山町線(旭町工区)において、無電柱化に向け関係機関との連携を図る。 		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備	機関名	県港湾・海岸課
ア 臨港道路の整備		
実績		
<p>臨港道路へ照明灯を2基設置した。 (高知新港 臨港道路)</p>		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし 		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(9) 効果的な交通規制の推進	機関名	県警交通規制課
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた交通規制 地域住民等の意見を聴取するとともに現地調査等を行い、交通事故の発生状況や規制の必要性、妥当性を精査して、効果的な規制を実施した。 ・より合理的な交通規制 交通環境に実態に合わない規制や、必要性の低下した規制について廃止を含めた見直しを実施し、より合理的な交通規制を推進した。 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との意見調整に時間がかかり、スムーズな規制の見直しができないことがある。 ・新規の規制の実施については必要性等について十分な検討が必要である。 		

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(10) 自転車利用環境の総合的整備	機関名	地方整備局
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進		県警交通規制課 県県民生活課 県道路課 県都市計画課
実績		
<p>ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行空間の見直しを行い、普通自転車歩道通行可規制の廃止、自転車横断帯の廃止等を実施した。 ・ピクトグラムを設置し自転車の通行方法について利用者に分かりやすくした。 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は計画なし。 <p>(県都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 <p>イ 自転車等の駐車対策の推進 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の放置自転車の取り締まりを実施。 <p>(県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)を実施した。 ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスター等の作成、配布を実施した。(各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布、ポスター：800部) ・デジタルサイネージを活用した広報活動の実施。 自転車マナーアップキャンペーン(5月)期間中に自転車の安全利用啓発の動画を放映した。 <p>(県都市計画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 		

成果、課題及び改善点

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

(地方整備局)

- ・課題等なし。

(県警交通規制課)

- ・普通自転車歩道通行可5区間廃止した。
- ・自転車横断帯60か所廃止した。
- ・高知市丸ノ内に自転車ピクトグラムを約250メートル設置した。

(県道路課)

- ・令和4年度は計画なし

(県都市計画課)

- ・市町から新たなコミュニティサイクルなどの自転車利用促進の要望があれば支援を実施する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

(地方整備局)

- ・課題等なし。

(県県民生活課)

- ・デジタルサイネージ等を活用した広報啓発活動を継続するなど、自転車マナーの向上について引き続き注意喚起を行う。

(県都市計画課)

- ・市町から新たな駐輪場整備についての相談があれば支援を実施する。

第1部 道路交通の安全		
1 道路交通環境の整備		
(11) ITS の活用		機関名 県警交通規制課
ア 道路交通情報通信システムの整備	イ 新交通管理システムの推進	
実績		
ア 道路交通情報通信システムの整備 ・実績なし。		
イ 新交通管理システムの推進 ・実績なし。		
成果、課題及び改善点		
ア 道路交通情報通信システムの整備 ・安全で円滑な道路交通を確保するため、従前の設備の維持とリアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充の推進及び高精度な情報提供の充実を図る必要がある。		
イ 新交通管理システムの推進 ・高度化された交通管制を中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として、交通の安全及び快適性を確保しようとする新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの更新整備等を推進する必要がある。		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(12) 交通需要マネジメントの推進	機関名	地方整備局
ア 公共交通機関利用の促進		県交通運輸政策課
実績		
<p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 <p>(県交通運輸政策課)</p> <p>○利便性の向上、効率化により利用者増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICカード「ですか」、「バスロケーションシステム」の導入を支援 ⇒南国市コミュニティバスへの「ですか」の導入を支援した。 ・ICカード「ですか」、「バスロケーションシステム」の老朽化対策の検討・実施 ⇒「ですか」のシステム・車載器更新を実施した。 (補助先) とさでん交通、東部交通、北部交通、(株) ですか ⇒「バスロケーションシステム」 グーグルマップでバスの位置情報を表示するためのデータ整備等を支援した。 (補助先) とさでん交通、東部交通、北部交通、高陵交通、西南交通 <p>○高齢者や障がい者への配慮(利用しやすい環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの低床車両の導入を支援した。 ⇒徳島バス南部：1台、とさでん交通：5台、東部交通：1台、西南交通：1台 <p>○広報・啓発活動による県民の意識醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生向けのパンフレット等を配布した。 ・県民の行動変容を促し、多くの県民に公共交通を利用してもらえるようなプロモーション活動を実施した。 ⇒テレビCM、新聞広告による啓発プロモーションを実施。 ⇒小学生等を対象とした絵画、写真、川柳キャンペーンを実施。(応募作品数 計2,009点) ⇒小学生向けにバスの乗り方パンフレット配布。 <p>○県庁内520運動の実施 ⇒520運動への参加を庁内に呼びかけ</p>		
成果、課題及び改善点		
<p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(県交通運輸政策課)</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ですか」の機器更新により、キャッシュレス決済手段を維持・確保。 ・「バスロケーションシステム」の導入により、リアルタイムでバスの位置情報を確認できるようになり、公共交通の利便性が向上。 ・路線バスの低床車両導入が進み、乗客が利用しやすい環境づくりに寄与。 ・啓発プロモーションを通して、多くの県民に公共交通の必要性をPR。 		

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(13) 総合的な駐車対策の推進	機関名	運輸局 県警交通企画課 県警交通指導課 県警交通規制課
ア きめ細かな駐車規制の推進		
イ 違法駐車対策の推進		
ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚		
エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進		
実績		
<p>ア きめ細かな駐車規制の推進 (運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体による自主的な取組について、機会を捉えて実施要請を行った。 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車禁止区間を3区間新設、4区間廃止した。 駐車禁止標識を補修、高輝度化した。 <p>イ 違法駐車対策の推進 (県警交通指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反取締り 交差点内や曲がり角付近などの悪質性・危険性・迷惑性の高い放置駐車違反の取締りを実施した結果、「放置車両確認標章」を2,440件(前年度比-77件)貼付したが、うち約96パーセントに当たる2,341件は高知市内の違反であった。 駐車監視員の効果的運用 違法駐車実態の多い土・日曜日に、警察官及び駐車監視員による巡回をシフトして違法駐車の実態にむけた効果的な活動を実施した結果、土・日曜日の放置違反車両確認件数は、全取付け件数の37.6パーセントに当たる918件を確認し、休日の違法駐車対策に相当の効果が認められた。 放置違反金の未収金対策 未徴収案件について、督促状を計画的に発送して使用者責任の追及を徹底するとともに、放置違反金滞納者宅訪問や差押えの実施等徴収事務の強化を図った結果、高い徴収率を維持している。 <p>ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 (県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ラジオ、ホームページ等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施した。 <p>エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車禁止区間を3区間新設、4区間廃止した。 駐車禁止標識を補修、高輝度化した。 		

成果、課題及び改善点

ア きめ細かな駐車規制の推進

(運輸局)

- ・業界の自助努力により違法駐車禁止場所での客待ち車両は減っているが、未だに守れていない車両があるため、今後も関係団体に対する要請を続けることとしたい。

(県警交通規制課)

- ・交通実態に応じた規制の見直しが必要となる。
- ・駐車標識の補修等を順次実施していく必要がある。

イ 違法駐車対策の推進

(県警交通指導課)

- ・駐車監視員の効果的な運用

違法駐車実態を反映し、地域住民の意見・要望を踏まえたガイドラインに沿ったメリハリのあ
る放置車両確認事務に努めた。

特に、日曜市が開催される高知市追手筋周辺では、買物（観光）客による放置駐車が問題と
なっているほか、追手筋周辺の駐車可措置に伴う、駐車可時間外及び区間外の違法駐車車両に
対する苦情が多く寄せられていることから、駐車監視員の巡回を日曜日に重点的に行うこと
により一定の成果を上げている。

また、J R 高知駅利用者による駅周辺の違法駐車に対し、駅周辺の巡回を強化した結果、昨
年の倍以上となる 569 件（前年度比+313 件）の放置車両を取締り、高知駅周辺における交通
の妨害となる違法駐車排除に向け、積極的に取り組んだ。

- ・放置違反金未集金対策

督促状発送時の電話による連絡、催告通知書の発送回数を増やすなど、使用者責任の追及を徹
底するとともに、放置違反金滞納者宅訪問や差押えの実施等徴収事務の強化を図るなど、適宜、
徴収に務めている。

- ・悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車を取締り強化

放置駐車法制はある程度周知され、違法駐車は減少傾向にあるが、円滑で適正な交通流を確保
するため、継続的に悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を指向した取締りをする必
要がある。

ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

(県警交通企画課)

- ・更なる気運の醸成・高揚のため、引き続き、企業等への交通安全講話、安全運転管理者等法定
講習、運行管理者講習等を通じて、広報啓発を継続していく必要がある。

エ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

(県警交通規制課)

- ・道路管理者と連携した駐車環境の整備が必要となる。

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(14) 道路交通情報の充実	機関名	総合通信局
ア 情報収集・提供体制の充実		地方整備局
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化		県警交通規制課
ウ 分かりやすい道路交通環境の確保		県道路課
実績		
ア 情報収集・提供体制の充実 (総合通信局) ・コミュニティ放送局の開設 「コミュニティ放送」は、一の市町村の一部の区域を対象とするFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、地域住民や観光客等から好評を得ている。 令和5年3月末までに338局が開局している。		
(地方整備局) ・CCTV 新設6基（土佐：国道56号2基） （中村：国道56号4基） ・CCTV 更新36基（土佐：国道33号16基、国道56号20基） 撤去1基（土佐：国道33号1基）		
(県警交通規制課) ・他機関ITVシステムとの機器接続による画像情報の相互利用を推進した。		
(県道路課) ・異常気象時に災害発生懸念される区間において、通信状況を考慮しながら配備を進めていく。		
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化 (地方整備局) ・実績なし。		
(総合通信局) ・高度道路交通システム(ITS)では、国際動向等も踏まえつつ新たに5.9GHz帯にV2X (Vehicle to everything) システムを導入するための検討を令和4年度に開始した。このほか、自動料金収受システム(ETC)、道路交通情報通信システム(VICS)、車載レーダー、狭帯域通信システム(DSRC)など各種システムの活用による渋滞対策、運転支援や自動運転等を省庁連携によって取り組み、実現に繋げている。		
(県警交通規制課) ・実績なし。		
ウ 分かりやすい道路交通環境の確保 (県警交通規制課) ・道路標識の高輝度化を推進した。		

成果、課題及び改善点

ア 情報収集・提供体制の充実

(総合通信局)

- ・コミュニティ放送局の開設
周波数事情が許す限りの普及を図る。

(地方整備局)

- ・災害発生時にも、安全で適切な道路交通情報の提供を行うことが重要であり、整備を推進
- ・異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間において、道路情報板及びCCTVの設置を促進。

県下・・・地方整備局直轄 情報板：100基、CCTV：452基

- ・情報提供方法のIT化による、発信情報の迅速化

表示内容についても任意に設定できることから、交通安全運動などの関係機関の啓発など多面的に活用可。

(県警交通規制課)

- ・道路利用者に対して必要な情報の提供ができるよう交通流監視カメラ、車両感知器、交通情報板を拡充する必要がある。

(県道路課)

- ・異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間等において、道路情報板の設置を進めており、高知県内186基（令和4年度末）設置している。

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

(地方整備局)

- ・ETC2.0データを活用し、事故危険箇所や生活道路対策等の対策を行うにあたり、計画策定の基となる資料の作成を行い、協力依頼のあった自治体に対して情報提供。また、対策後の効果検証にも活用。

(総合通信局)

- ・今後も、電波を活用する安全運転支援システム等の更なる普及促進・高度化に取り組んでいく。

(県警交通規制課)

- ・高度化された交通管制を中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全を確保する必要がある。

ウ 分かりやすい道路交通環境の確保

(県警交通規制課)

- ・夜間走行時にライト等の反射によってドライバーの注意を促す道路標識、道路表示の高輝度化を進める必要がある。

第1部 道路交通安全		
1 道路交通環境の整備		
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	機関名	地方整備局
ア 道路の使用及び占用の適正化等		県警交通規制課
イ 子どもの遊び場等の確保		県子ども家庭課
ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限		県道路課 西日本高速道路(株)
実績		
<p>ア 道路の使用及び占用の適正化等 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占用連絡調整会議開催 路上工事抑制 直轄国道における路上工事抑制カレンダー作成 不法占用適正化指導については、継続実施 道路巡回による不法占用物件(路上の置看板等)撤去指導 (県警交通規制課) 専門調査員(1人)及び警察官により現場を確認した。(調査委託件数 348件) (県道路課) 道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の取り組みとして、8月の「道路ふれあい月間」にあわせた道路愛護団体等の表彰等の取り組みを推進した。 <p>イ 子どもの遊び場等の確保 (県子ども家庭課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館、児童センターを子どもの遊びの拠点、居場所として有効に活用するため、児童館、児童センターを拠点として活動する地域組織の活動費に対して助成を行った。 (5市町村 5団体) <p>ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊車両の通行許可における現地指導取り締まり(17回) 土佐9+中村8 異常降雨等による全面通行止め(13回) 土佐12+中村1 積雪等による全面通行止め(5回) 土佐4+中村1 (県警交通規制課) 道路管理者と連携して通行の禁止又は制限を実施した。 (県道路課) 過積載の防止のため、過積載防止月間(11月)に道路情報板への啓発標語を表示するなどの取り組みを実施した。 (西日本高速道路(株)) 交通事故や異常気象等による交通の危険が予測された際に、その事象に応じて適切に通行止めを実施した。 車両制限令違反車両の取締りを実施し、違反車両に対して違反の程度に応じた是正指導・警告を実施した。 		

成果、課題及び改善点

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(地方整備局)

- ・ゴールデンウィーク、年末年始、年度末等の期間は路上工事を抑制し、交通渋滞を回避
- ・継続的な是正指導により、不法占用物件撤去(置看板等)。

(県警交通規制課)

- ・道路使用許可については、個別の条件を付与し、交通の安全と円滑を確保する必要がある。
- ・委託調査員と警察官により現場を確認し、許可条件について確実に履行させる必要がある。

(県道路課)

- ・四国道路ふれあい協議会長表彰1団体、高知県知事表彰3団体を表彰した。

イ 子どもの遊び場等の確保

(県子ども家庭課)

- ・児童館、児童センターに助成を行うことで子どもの遊び場等の確保を行うことができ、路上遊戯等による交通事故の抑制に向けた環境づくりにつながっている。

ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

(地方整備局)

- ・特殊車両通行許可条件が遵守されていないことから、指導取り締まりが必要。

(県警交通規制課)

- ・道路管理者と連携して通行の禁止又は制限を実施した。

(県道路課)

- ・過積載の防止のため、過積載防止月間(11月)に道路情報板への啓発標語を表示するなどの取り組みを実施。

(西日本高速道路(株))

- ・各関係機関との情報共有や気象情報等の収集に努め、交通事故や異常気象等による交通の危険が予測された際に、迅速かつ的確に通行止めを実施することができた。これにより、交通事故や通行制限に起因した更なる交通事故等の発生を未然に防ぐことができた。
- ・車両制限令に違反する車両について取締りを実施することで、違反車両による重大事故の発生や過度な道路構造物の損傷を未然に防ぐことができた。

第1部 道路交通安全		
2 交通安全思想の普及と徹底		
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	機関名	県教委学校安全対策課 県教委幼保支援課 県警交通企画課 県長寿社会課 県障害福祉課 県県民生活課
ア 幼児に対する交通安全教育の推進		
イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進		
ウ 成人に対する交通安全教育の推進		
エ 高齢者に対する交通安全教育の推進		
オ 障害者に対する交通安全教育の推進		
カ 外国人に対する交通安全教育の推進		
キ 交通安全こどもセンターの活用		
実績		
ア 幼児に対する交通安全教育の推進 (県教委幼保支援課) ・市町村訪問、研修会等の機会を捉え、保育所・幼稚園等に交通安全教育の取組の推進を要請 (R4. 4. 14 文部科学省事務連絡「児童生徒等の登下校児の安全確保について」を各園へ転送、 R4. 4. 26 「文部科学省交通安全業務計画」を各園へ転送) (県警交通企画課) ・幼稚園・保育園等で交通安全教室を開催した。 ・自治体や交通安全活動団体と協働し、保育所等で交通安全街頭指導を実施した。 ・幼児向けイベントに参加し、広報啓発した。 (県県民生活課) ・交通安全指導員協議会、交通安全母の会など交通安全活動団体による交通安全教室を開催した。 ・学校や地域、交通安全活動団体による通学路での交通安全指導 各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動の期間中や毎月20日の県民交通安全の日などにおいて、交通安全教室などを実施した。 ・交通安全こどもセンターでの交通安全教室の実施 交通安全教室の実施・・・93回、4,076人		
イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進 (県教委学校安全対策課) 交通安全教育の推進 ・「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育の実施(交通安全指導等) ・教職員を対象とした「安全教育研修会」の開催(オンデマンド研修：7月20日～8月31日、476名参加、発達段階に応じた交通安全教育の進め方、拠点校の実践報告書の閲覧) ・高知県学校安全総合支援事業(高知県安全教育推進事業：交通安全)における交通安全教育等の効果的な実践と普及(拠点校〔県立須崎総合高等学校〕における交通安全教育を中心とした学校安全推進体制の構築に向けた取組、「高知県高校生ヘルメット着用推進シンポジウム」を開催(8月17日)) ・安全な歩行や自転車の利用に関する交通安全教室等の実施(各学校にて) ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」の活用(年間5回配付) ・県立高校における「原動機付自転車安全運転講習会」の開催(9校で開催、参加者延べ1,774名：うち実技講習者133名)		

- ・交通安全協会及び県警本部との共催による「交通安全子供自転車高知県大会」の開催（6月25日（土）香南市立佐古小学校
（県警交通企画課）
- ・各署1校以上の小学校を「交通安全モデル校」に指定し、児童を中心に自らを守る安全行動を実践させることによって、歩行者としての基本的な交通ルールを遵守する気運の情勢を図った。
- ・隔月（2か月に1回）、「TSN(トラフィックセーフティニュース)」(交通安全教育をするための交通安全学習用教材)を作成し、県教委を通じて県内中学・高校へ配布した。
- ・高等学校における原動機付自転車安全運転講習会へ警察官を派遣した。
- ・県内中学・高校（合計10校）において、スケアードストレイト方式による自転車安全教室を実施した。
- ・小学・中学・高校等において各種交通安全教室を実施した。
- ・小学・中学・高校等と合同で実施する交通安全イベントを開催した。
- ・各学校と協働し、生徒の自主的な街頭活動を通じた交通安全活動を推進させた。
- ・中・高生に対して「自転車安全利用五則」「自転車ヘルメット着用の推進」「自転車損害賠償保険への加入」「自転車運転者講習制度」などの周知を図った。
- ・「交通安全子供自転車大会」を開催した。

（県民生活課）

- ・各学校に教育委員会を通じ各期の交通安全運動実施要領等を配布した。（年3回）
- ・各学校に教育委員会等を通じ春・秋の全国交通安全ポスター、チラシを配布した。
- ・学校や地域、交通安全活動団体による通学路での交通安全指導。
- ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスターの作成、配布を行った。（各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布）
- ・ヘルメット着用の努力義務化を周知する自転車ヘルメット着用啓発ポスター、チラシの作成、配付を行った。（各市町村、県警察、高知県交通安全協会、高知県安全運転管理者協議会連合会）

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

（県警交通企画課）

- ・成人対象の講習等の機会に、「歩行者保護（優先）」について講習した。
- ・地域における交通安全を推進するため、交通安全活動団体を支援した。
- ・高知県交通安全指導員協議会
春・夏・年末年始の交通安全運動での広報啓発を実施した。
街頭での交通指導や各地域での交通安全教室を実施した。
- ・RKC ラジオを利用して、交通安全情報を提供した。
- ・地方公共団体や企業を対象とした交通安全講話を実施した。
- ・安全運転管理者等法定講習において、安全運転管理者が行う酒気帯び確認などの改正道路交通法を周知するなど、飲酒運転防止に向けた指導教養を実施した。
- ・SNS等を通じて各種交通安全に対する広報啓発活動を実施した。

（県民生活課）

- ・地域における交通安全を推進するため、民間活動団体への支援の実施。

(1) 高知県交通安全指導員協議会

各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動。
街頭での交通指導を実施した。

(2) 高知県交通安全母の会連合会

各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動や高齢者交通事故防止キャンペーンでの活動を実施した。

- ・RKC ラジオなどを通じた交通安全情報の提供。

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

（県警交通企画課）

- ・高齢者アドバイザーを中心として、高齢者宅への訪問活動を行った。
- ・高齢者交通安全防止キャンペーン（9月～12月）を実施した。
高齢者1万人訪問活動（9月～12月）
- ・SSA（シニアセーフティアドバイザー）の育成に努めた。
- ・運転免許自主返納支援制度の協賛企業の拡充と同制度の周知に努めた。
- ・高齢者に対する交通安全アドバイスを依頼するため、民生委員との連携を強化した。
- ・参加、体験型の交通安全教室を実施した。
- ・関係機関団体と連携し、安全運転サポート車やセニアカーの安全教室・普及活動を実施した。

（県長寿社会課）

- ・老人クラブが行う社会参加活動への支援（会員増への取り組み）

（県県民生活課）

- ・高齢者事故防止キャンペーン（9月～12月）を実施した。
- ・RKC ラジオなどを通じ、高齢者事故防止をよびかけた。
- ・女性大学（高知市老人クラブ連合会）及び高知県老人クラブ大会にて講演を行った。

オ 障害者に対する交通安全教育の推進

（県警交通企画課）

- ・電動車椅子安全利用促進連絡協議会通常総会（書面決議）を開催した。

（県障害福祉課）

- ・手話通訳者や要約筆記者の養成、字幕・手話入りDVDの活用等、情報取得の手段についての機会の拡大

【R4実績】

○令和4年度養成者数 ・手話通訳者：14人修了 ・要約筆記者：10人修了
（通訳者等派遣事業登録者数 ・手話通訳者：119人 ・要約筆記者：89人）

○眼科医会、県立盲学校、ルミエールサロン（障害福祉課が設置）が協力して視覚障害者転落防止の啓発ポスターを県内交通事業者に配布

（県県民生活課）

- ・交通安全子どもセンターにおいて、障害を持つ児童・生徒に対して、交通安全教育を実施した。
4団体 51人

カ 外国人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・留学や就労のため入国した外国人に対する交通安全教育を実施した。

(県民生活課)

- ・実績なし。

キ 交通安全こどもセンターの活用

(県民生活課)

- ・指定管理者制度を導入し、受託者（NPO 法人オフィスポラリス）による管理運営。

- ・入場者数（推計）…150,932 人

交通安全教室の開催…93 回、4,076 人受講

成果、課題及び改善点

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

(県教委幼保支援課)

- ・ 幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等のさらなる意識の向上。

(県警交通企画課)

- ・ 幼児の交通事故は 10 件発生（前年比 6 件増加）し、死亡事故の発生はなかった。
- ・ 幼児が興味を持ち、更には親子で交通安全意識が持てるように、視聴覚教材を活用した交通安全教育が必要と認める。

(県県民生活課)

- ・ 幼児の交通安全確保にあたる交通安全母の会会員や交通安全指導員等の活動の活性化が必要。
- ・ 交通安全こどもセンターの利用者数

令和 4 年度 来園者数	150,932 人
交通安全教室参加者数	4,076 人

イ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進

(県教委学校安全対策課)

- ・ 子どもの事故件数（幼児・園児・小学生及び中学生が関係した事故件数）（※うち死者数）
(H30 : 73(1)件→R1 : 78 件→R2 : 81 件→R3 : 62 件→R4 : 47 件)

- ・ 高校生の事故件数（※うち死者数）

(H30 : 82(1)件→R1 : 62 件→R2 : 77 件→R3 : 53 件→R4 : 51 件)

- ・ 小学生の歩行事故件数

(H30 : 18 件→R1 : 15 件→R2 : 10 件→R3 : 13 件→R4 : 6 件)

- ・ 自転車事故件数（※うち死者数）

(小学生…H29:H30 : 17 件→R1 : 17 件→R2 : 14 件→R3 : 10 件→R4 : 6 件)

(中学生…H29:H30 : 22(1)件→R1 : 35 件→R2 : 38 件→R3 : 28 件→R4 : 17 件)

(高校生…H29:H30 : 55(1)件→R1 : 47 件→R2 : 50 件→R3 : 38 件→R4 : 42 件)

- ・ 全般的な事故件数は減少傾向にあるが、高校生の自転車事故件数が増加している。交通ルール遵守、マナーの向上に関する交通安全教育を継続して実施していくことが必要である。
- ・ 高知県学校安全総合支援事業（交通安全）に係る拠点校を中心とした学校安全推進体制の構築に向けた取組を行った。この取組をモデルとし、学校における交通安全教育の一層の推進を図ることが必要である。

(県警交通企画課)

- ・ 児童・生徒の交通事故は 88 件発生（前年比 23 件減少）し、死亡事故の発生はなかった。

- ・ 「事故件数に占める自転車事故件数の割合」は、小学生 17.5%、中学生約 81%、高校生 82.4% であり、自己はもとより他人の安全にも配慮できるように、学校・関係機関と連携した自転車教室を実施する必要がある。

- ・ 「交通安全子供自転車大会」への参加校数が少ないことから、学校等への働きかけを実施し、参加校拡大を図る。

(県県民生活課)

- ・ 中高校生の自転車利用時における、安全意識のさらなる向上。

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・全交通事故件数、負傷者数は減少したが、死者数は前年より増加した。
全交通事故件数 943 件（前年比 103 件減少）
死者数 26 人（前年比 1 人増加）
負傷者数 1,010 人（前年比 132 人減少）
- ・自転車事故のうち、9 割以上は自転車側にも法令違反がある。
- ・自転車死亡事故のうち、全ての死者がヘルメット非着用であった。
- ・成人に対して、自転車ヘルメット着用の重要性を広報し着用促進を図ることや、歩行者保護優先意識の向上、自転車の交通ルール遵守のための交通安全教育を実施していく必要がある。

(県県民生活課)

- ・成人を含めた全体の交通事故件数は減少傾向。(H25 : 2,959 件 → R4 : 943 件)

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・高齢者アドバイザーを中心として、高齢者宅への訪問活動を行った。
- ・高齢者交通安全防止キャンペーン（9 月～12 月）を実施した。
高齢者 1 万人訪問活動（9 月～12 月）
- ・SSA（シニアセーフティアドバイザー）の育成に努めた。
- ・運転免許自主返納支援制度の協賛企業の拡充と同制度の周知に努めた。
- ・高齢者に対する交通安全アドバイスを依頼するため、民生委員との連携を強化した。
- ・参加、体験型の交通安全教室を実施した。
- ・関係機関団体と連携し、安全運転サポート車やセニアカーの安全教室・普及活動を実施した。

(県長寿社会課)

- ・老人クラブの活動状況や事業の周知などに努めてきたが、。会員の減少傾向が続いているため、引き続き支援が必要。

(県県民生活課)

- ・老人クラブなどの組織に加入していない高齢者（比較的交通事故割合が高い）への交通安全教育の機会の確保。

オ 障害者に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・電動車椅子安全利用促進連絡協議会通常総会（書面決議）を開催した。

(県障害福祉課)

- ・障害の種類や程度に応じた交通安全教育の機会の確保。

(県県民生活課)

- ・交通安全こどもセンターにおける交通安全教室は、受講者には分かりやすいと概ね好評。
- ・交通安全のために必要な技能や知識の習得の場の確保が必要。

カ 外国人に対する交通安全教育の推進

(県警交通企画課)

- ・留学や就労のため入国した外国人に対する交通安全教育を実施した。

(県民生活課)

- ・外国人に対する日本の交通安全ルール・マナーの普及。
- ・外国人に対する交通安全教育の機会の確保。

キ 交通安全こどもセンターの活用

(県民生活課)

- ・歩道橋修繕などをはじめとする施設の維持管理。
- ・幼児・児童に加え、高齢者など幅広い年齢層も対象にした交通安全教育の実施。

第1部 道路交通の安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(2) 効果的な交通安全教育の推進	機関名	県警交通企画課
		県県民生活課
実績		
<p>(県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化に向けて、ヘルメット着用による被害軽減効果について、交通安全教室の開催したほか、SNS やデジタルサイネージ等で情報発信し、街頭活動でのチラシ配布等により広報啓発活動を実施した。 ・道路横断時に手を上げるなどの合図で横断する意思を示すとともに、一時停止してくれた運転者にお辞儀等のあいさつをすることにより、歩行者と運転者双方に感謝と思いやりの気持ちを育むことを目的とした「あいさつ県民運動」を推進した。 ・交通安全教育指針に基づいて、段階的かつ体系的に交通安全教育を推進した。 交通安全教室等において歩行者及び自転車シミュレータを活用した。 ・県内の中学・高校を対象に、スケアードストレイト教育技法による自転車交通安全教室を実施し、効果的な交通安全教育を推進した。 ・交通安全教室開催時に自転車運転者講習制度について周知した。 <p>(県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導員協議会、交通安全母の会連合会に対する支援。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高知県交通安全指導員協議会への補助・・・6,181千円 各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動。 街頭での交通指導を実施した。 各地域での交通安全教室の実施。 (2) 高知県交通安全母の会連合会への補助・・・1,244千円 各期（春・秋・年末年始）の交通安全運動での啓発活動。 高齢者交通事故防止キャンペーンの活動を実施した。 		
成果、課題及び改善点		
<p>(県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全死者に占める高齢死者の割合が高いことから、高齢者を中心とした効果的な交通安全教育を継続推進していく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 全死者26人中、高齢死者20人 構成率76.9% <p>(県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導員協議会や交通安全母の会連合会による街頭指導や交通安全教室の開催などの交通安全活動を支援することで、県内各地域で啓発活動に取り組むことができた。 ・継続的に活動が行えるよう、交通安全指導員協議会、交通安全母の会連合会等団体の組織の強化が必要。 		

第1部 道路交通安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進		
ア 交通安全運動の推進 イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進 ウ 横断歩行者の安全確保 エ 自転車の安全利用の推進 オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底 カ 反射材用品等の普及促進 キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進 ク 効果的な広報の実施 ケ その他の普及啓発活動の推進	機関名	県教委学校安全対策課 県警交通企画課 県広報広聴課 県障害福祉課 県県民生活課 西日本高速道路(株)
実績		
ア 交通安全運動の推進 (県教委学校安全対策課) 各学校の交通安全意識の高揚と交通安全教育の充実に向けた働きかけ。 ・各期の交通安全運動街頭啓発活動への参加(朝の街頭啓発) ・各期の交通安全運動実施要綱等の配付(春・秋・年末年始の3回配付) ・春・秋の全国交通安全運動ポスター等の配付(春・秋の2回配付) (県警交通企画課) ・各期(春・秋・年末年始)にかかる交通安全運動を計画的に実施した。 ・ラジオ、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の各種広報媒体を活用して広報活動を実施した。 ・関係機関・団体と連携して街頭活動を充実させた。 (県県民生活課) ・各期の交通安全運動の実施。 (春:4/6~4/15、秋:9/21~9/30、年末年始:12/6~12/15・1/10~1/19) ・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動。 各期においてラジオ広報による啓発。(年3回) ・関係団体と連携した、街頭啓発活動の実施。 イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進 (県警交通企画課) ・第14回無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103(土佐)」を実施した。 ・第23回市老連「無事故・無違反チャレンジ100」に協力した。 (県県民生活課) ・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動。 RKCラジオ「高知県からのお知らせ」による広報を実施した。 (例)「悪天候時の交通安全について」「子どもの交通事故防止について」など ・関係機関・団体と連携した街頭啓発活動の実施。		

各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動、高齢者交通事故防止キャンペーンなど

ウ 横断歩行者の安全確保

(県教委学校安全対策課)

各学校の交通安全意識の高揚と交通安全教育の充実に向けた働きかけ。

- ・各期の交通安全運動街頭啓発活動への参加(朝の街頭啓発)
- ・安全な歩行に関する交通安全教室等の実施(各学校にて)

(県警交通企画課)

- ・道路横断時に手を上げるなどの合図で横断する意思を示すとともに、一時停止してくれた運転者にお辞儀等のあいさつをすることにより、歩行者と運転者双方に感謝と思いやりの気持ちを育むことを目的とした「あいさつ県民運動」を推進した。
- ・あいさつ県民運動を題材にした交通安全絵本を配布した。
- ・県警が作成した「横断歩道は歩行者優先」PR動画を街頭のデジタルサイネージで放映するなど、歩行者保護(優先)に関する広報啓発活動を実施した。

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページをはじめとする広報啓発活動。
- ・各期の交通安全運動の実施。
(春:4/6~4/15、秋:9/21~9/30、年末年始:12/6~12/15・1/10~1/19)
- ・関係団体と連携した、街頭啓発活動の実施。

エ 自転車の安全利用の推進

(県教委学校安全対策課)

各学校への自転車マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用等の働きかけ

- ・自転車マナーアップキャンペーンポスターの配付を実施した。(4月)
- ・自転車通学時のヘルメット着用推進に関するチラシ等の配付を実施した。(3~4月、11月)
- ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」の配付を実施した。(年間5回配付)

(県警交通企画課)

- ・隔月で交通安全学習用教材「TSN(トラフィックセーフティニュース)」を作成し、県教委を通じて県下の中学・高校へ配布した。
- ・自転車利用者に、交通ルールや自転車安全利用五則を遵守させるための広報キャンペーンを実施した。
- ・全ての自転車利用者に対する自転車ヘルメット着用努力義務に向けて、県学校安全対策課等とともに、高校生等が参加の上、着用促進のため広報活動を実施した。
- ・スケアードストレイト方式による自転車安全教室を始めとした自転車講習を実施した。
- ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)を実施した。
- ・ラジオ、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施した。

(県県民生活課)

- ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)を実施した。
- ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスター等の作成、配布を実施した。(各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布、ポスター:800部)

- ・自転車の安全利用啓発動画を作成し、デジタルサイネージ等への掲載による広報啓発を実施した。

オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

(県警交通企画課)

- ・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動において広報啓発した。
- ・各種安全教育の機会に、シートベルトコンビンサーを活用した体験教室を開催した。
- ・企業等における各種交通安全講話において、シートベルト等の効果や重要性について広報啓発した。
- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用して広報啓発した。

(県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報。
RKCラジオ(「春の全国交通安全運動について」、3/28放送)などでの呼びかけを実施した。
- ・各期の交通安全運動での広報啓発。
- ・「令和4年度交通安全運動の推進方針」(高知県交通安全推進県民会議策定)で、「全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの着用の徹底」を重点事項に設定。

(西日本高速道路(株))

- ・南国SAにおける交通安全キャンペーンにて啓発活動を実施した。
→啓発内容を掲載したチラシやノベルティの配布を行う。
- ・交通管理隊の巡回車車載標識にて啓発メッセージを表示した。
→「全席シートベルト着用・安全運転で走ろう!死亡事故多発」等
- ・年間を通じたSA・PA等休憩施設でのポスター掲示(4ヵ所)により啓発を行った。
- ・ハイウェイラジオやアイハイウェイによる啓発活動を実施した。
→高速道路での車外放出による死亡事故が多発しております。ドライバーの皆さま、全席シートベルト着用と、早目の休憩で安全運転をお願いいたします。」等

カ 反射材用品等の普及促進

(県警交通企画課)

- ・反射材等を配布して反射材の利用を呼びかけ、広報啓発した。
- ・各種講習会等において、反射材や明るい目立つ色の服の着用の有効性等を広報啓発した。
- ・スーパーの店頭や各種講習会等において、反射材を歩行者の靴等に直接貼り付ける等の活動を実施した。
- ・反射材の効果を直接体験できるよう、夜間における交通安全教室等を実施した。

- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用し、広報啓発した

(県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報。
RKCラジオ(「高齢者の交通事故防止について」、8/22放送)などでの呼びかけを実施した。
- ・啓発物品として反射材等を配布するなど、各期の交通安全運動等での広報啓発を実施した。

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(県警交通企画課)

- ・令和4年4月施行の「安全運転管理者のアルコールチェック義務化」について、講習会等で広報啓発した。
- ・JA 共済連高知及び高知県トラック協会と連携し、県内の小中学生が、飲酒運転防止をテーマに作成したポスターでラッピングトラックを制作、運行した。
- ・各期の交通安全運動において飲酒運転根絶の広報活動を実施した。
- ・ラジオ、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用し、広報啓発した。

(県民生活課)

- ・各期の交通安全運動での広報啓発を実施した。
- ・「令和4年度交通安全運動の推進方針」（高知県交通安全推進県民会議策定）で、「飲酒・妨害運転（「あおり運転」）の根絶」を重点事項に設定。

ク 効果的な広報の実施

(県教委学校安全対策課)

- ・高知県学校安全総合支援事業（交通安全）の拠点校における取組を学校安全対策課HPに掲載
 - ・高知県自転車ヘルメット着用推進事業の取組について様々な機会を通じた啓発
- (県立学校や県庁等への「のぼり旗」の設置、県・教育委員会等広報誌への記事掲載、テレビ・ラジオ読み上げ、コンビニ等へのポスター掲示、高知市役所等のモニターの動画放映、学校安全対策課HP掲載等)

(県広報広聴課)

- ・報道機関を通じた広報
交通安全キャンペーンや全国交通安全運動などの取組について、関係機関と連携しながら、県政記者クラブへの投げ込みによるタイムリーな情報発信を行い、事故防止の喚起に努めた。[延べ9件]
- ・県の広報媒体を活用した広報
ラジオ対談番組では、関係機関と連携しながら、子どもや高齢者の交通事故防止、自転車の交通マナーの向上、シートベルトの着用の徹底、飲酒運転の根絶など、テーマを絞った広報を行い、事故防止の喚起に努めた。[延べ20件]

(県警交通企画課)

- ・市町村広報誌、ミニ広報紙、アドバイザー新聞、SNS、デジタルサイネージ等を活用した広報を実施した。
- ・各報道機関(テレビ・ラジオ・新聞)に対し、交通安全に関する資料や情報を提供した。
- ・ホームページや道路情報板を活用した広報を実施した。
- ・市町村・道路管理者・その他民間企業等に対して広報を依頼した。
- ・スクランブル交通対策体制の際には、報道機関に速やかな情報提供を行い、県民へのタイムリーで効果的な広報を実施した。

(県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページ等を利用した広報
RKCラジオ「高知県からのお知らせ」で、交通安全に関する広報を8回実施した。
- ・各期の交通安全運動、自転車マナーアップキャンペーンでの広報啓発
関係機関へポスター・パンフレットを送付し、掲示・配布を依頼した。

- ・高知県交通安全推進県民会議を活用した広報の実施
交通安全運動期間、スクランブル交通対策の実施時等に依頼した。
- ・市町村に対する広報依頼
交通安全運動期間、スクランブル交通対策の実施時等に依頼した。

ケ その他の普及啓発活動の推進

(県警交通企画課)

- ・各種講習会等において、運転免許自主返納支援制度についての広報を実施した。
- ・ホームページに事故発生地点情報マップ等の情報を提供した。
- ・交通死亡事故の発生要因(最高速度違反、歩行者妨害、シートベルト非着用等)について広報啓発した。

(県障害福祉課)

- ・障害者の通行又は歩行の安全を確保するため、車いす利用者や視覚障害者、その他の安全に配慮が必要と認められる障害の特性等について、周知に努める。

【R4実績】

- 障害への理解を深めるための啓発パンフレットを、障害者週 12/3～9 等で配布(約 1,000 部)
- YouTube で「こうちあったかパーキング制度」及び「ヘルプマーク」の啓発動画を配信
- デジタルサイネージ(県内 3ヶ所)で「こうちあったかパーキング制度」及び「ヘルプマーク」の啓発動画を放映(12/3～9)
- ・外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない、義足や人工関節、内部障害の方などに、周囲の方の援助や配慮が必要なことを知らせるヘルプマークを配布するとともに、広く県民への周知・啓発を図る。

【R4実績】

- ヘルプマーク配布数 1,244 個
- テレビ・ラジオ読み上げ広報 9回
- ポスタージャック(人権課) 6月～7月、10月～12月
- バス・電車内ポスター掲示 12月3～9日
- コンビニ等でのリーフレット等配布 チラシ 2,380 枚、リーレット 2,380 枚、ポスター 138 枚

(県県民生活課)

- ・ラジオ、ホームページを利用した広報
薄暮・夜間時の危険性増大、スピード違反、飲酒運転撲滅等をラジオで呼びかけた。

成果、課題及び改善点

ア 交通安全運動の推進

(県教委学校安全対策課)

- ・交通事故件数 (H30:1,613件→R1:1,556件→R2:1,263件→R3:1,046件→R4:943件)
(県警交通企画課)
- ・春の全国交通安全運動期間中
事故件数、死者数、負傷者数いずれも減少し、死亡事故の発生はなかった。
※ 事故件数 19 件 (前年比－8 件)、死者数 0 人 (前年比－1 人)、負傷者数 23 人 (前年比－6 人)
- ・秋の全国交通安全運動期間中
事故件数、死者数は減少したが、負傷者数が増加した。
※ 事故件数 17 件 (前年比－1 件)、死者数 1 人 (前年比－1 人)、負傷者数 19 人 (前年比＋1 人)、
- ・年末年始の交通安全運動期間中
事故件数、負傷者数は増加したが、死亡事故の発生はなかった。
※ 事故件数 71 件 (前年比＋8 件)、負傷者数 67 人 (前年比±11 人)、死者数 0 人 (前年比±0 人)
(県民生活課)
- ・ラジオ、ホームページを利用した広報及び各期の交通安全運動での広報啓発の継続が必要。

イ 「高知の交通マナーをよくする運動」の推進

(県警交通企画課)

- ・第 14 回無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード 103 (土佐)」を実施した結果、参加 1,750 チーム・8,750 人、達成 1,610 チーム、達成率 92.0%であった。
- ・今後も同コンテストを引き続き実施し、参加チームの増加及び達成率の向上と協賛企業の確保に向けた取組が必要。
(県民生活課)
- ・ドライバーの安全運転義務違反や、運転マナーの向上について引き続き注意喚起が必要。

ウ 横断歩行者の安全確保

(県教委学校安全対策課)

(R1:20件→R2:15件→R3:16件→R4:10件)

- ・子どもの歩行事故件数については、昨年度から横ばい状態が続いており (歩行者違反別のうち、横断違反は全体の約 14.3%)、交通ルール遵守、マナーの向上に関する交通安全教育を継続して実施していくことが必要である。
(県警交通企画課)
- ・歩行者の事故は 140 件発生し、前年比 2 件減少し、死者数は 9 人で前年比 1 人増加した。
(県民生活課)
- ・春、秋、年末年始各期の交通安全運動期間において更なる広報啓発が必要。

エ 自転車の安全利用の推進

(県教委学校安全対策課)

- ・自転車事故件数（H30：315件→R1:329件→R2：295件→R3：229件→R4：202件）
- ・小中学生で登下校中、高校生では登校中の自転車交通事故が多い。自転車事故のうち小中学生はすべての自転車に違反、高校生は9割以上の自転車に違反があり、交通ルールやマナーが十分に守られていない状況が見受けられる。児童生徒の自転車の交通ルール遵守の意識付けをさらに図っていく必要がある。
- ・学校の交通安全教育活動と行政や警察等の取組を関連付け、家庭・学校・地域・行政・警察等の関係機関等がさらに連携を強め、地域ぐるみで交通安全教育を推進していく必要がある。
- ・児童生徒の自転車の安全利用に関する意識を高めることを目指し、ヘルメット着用の有用性等を視覚に訴える効果的な啓発等に粘り強く取り組んでいく必要がある。

（県警交通企画課）

- ・自転車事故は202件発生し、前年比27件減少し、死者数は4人で前年比1人減少した。
- ・全事故に占める自転車事故の割合は、21.4%であり、全ての年齢層に対して交通ルール・マナーの向上を図る必要がある。
- ・全ての年齢層に対して、自転車用ヘルメットの着用率を向上させる取組が必要である。

（県民生活課）

- ・自転車利用者のマナーアップを広く県民に訴え、自転車の安全な利用の促進を図った。
- ・新たに作成した動画を活用し「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める努力義務のうち「18歳までの児童等のヘルメット着用・自転車への反射器材装着」（保護者の努力義務）、「自転車損賠賠償保険等への加入」（自転車利用者・保護者・自転車貸付業者・事業の用に供する事業者の努力義務）について広報啓発ができた。

オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

（県警交通企画課）

- ・四輪乗車中の死者8人のうち、シートベルト非着用死者が6人（四輪乗車中死者の75.0%）で、4人が着用していれば助かったと思われることから、更なるシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底する必要。

（県民生活課）

- ・シートベルトをしていれば助かったと思われる交通死亡事故が毎年発生していることから、より一層の啓発が必要。

（西日本高速道路（株））

- ・3年ぶりに開催された交通安全ひろばへの参加及び南国SAで四半期に1回、全国交通安全運動期間等に合わせた交通安全キャンペーンを開催し、交通安全啓発活動が実施できた。イベントでは、直接ドライバーに対して安全運転の重要性を訴えることができた。今後も効果的な啓発活動を実施すべく努めていく。

カ 反射材用品等の普及促進

（県警交通企画課）

- ・反射材の配布、直接貼付等の普及促進や広報活動を実施したが、夜間における歩行中の死者7人全てが反射材を非着用であったことから、継続して広報啓発する必要がある。

（県民生活課）

- ・歩行者の交通事故防止対策として、反射材用品の有効性は一定認知されていると思われる。

- ・歩行者ではウォーキングなど常時夜間活動する者の着用率は高いと思われるが、それ以外の者の着用はいまだ低調であり、反射材付き日常携行品の活用などより一層の啓発が必要。

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(県警交通企画課)

- ・令和4年中の飲酒事故
事故件数8件(前年比-3件)、死者数0人(前年比±0人)、負傷者数8人(前年比-13人)
 - ・依然として飲酒運転に起因する交通事故が発生していることから、悪質性や危険性について広報するなど、引き続き飲酒運転防止を働きかける必要がある。
 - ・各関係機関と協働し、運転者(自転車を含む。)に対する広報啓発を継続していく必要がある。
- (県県民生活課)
- ・春、秋、年末年始各期の交通安全運動期間において更なる広報啓発が必要。

ク 効果的な広報の実施

(県教委学校安全対策課)

- ・あらゆるメディアや機会を活用し、自転車ヘルメット着用推進事業の取組について啓発を行うことができた。

(県広報広聴課)

- ・交通安全キャンペーンや全国交通安全運動などの取組と連携して、運転者に対しては、子どもや高齢者への思いやり、自転車の交通マナー、シートベルトの着用、飲酒運転の根絶などを呼びかけ、歩行者に対しては、日ごろの安全確認はもとより、子どもや高齢者が事故に巻き込まれないように配慮することなどを呼びかけた。
- ・課題、改善点としては、今後も、引き続き、交通安全の普及啓発活動を様々なメディア、媒体を通じて行っていくことが必要。

(県警交通企画課)

- ・県民が興味を持てるような広報、タイムリーな広報を行う必要がある。
 - ・交通死亡事故連続発生時には、効果的な広報を実施し、被害の拡大防止を図る必要がある。
- (県県民生活課)
- ・限られた媒体と予算のなかで、どのタイミングでどのような広報を行えば効果的か、常に見極めが必要。

ケ その他の普及啓発活動の推進

(県警交通企画課)

- ・人にやさしい対策の一環として、歩行者保護・高齢者保護等の意識の醸成を図る必要がある。
- ・シートベルト未着用等による事故実態及び危険性の周知を引き続き行う必要がある。

(県障害福祉課)

- ・ヘルプマークに関する広報の実施
 - ・障害の種類や程度に応じた交通安全教育の機会の確保
- (県県民生活課)
- ・高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識の醸成。
 - ・スピード違反、飲酒運転等による事故実態及び危険性の周知を引き続き行う必要がある。

第1部 道路交通安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	機関名	運輸局 県警交通企画課 県県民生活課
ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化		
イ 交通安全指導員協議会の充実強化		
ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化		
エ 交通安全母の会の充実強化		
オ 自動車運転関係団体の指導と助成		
カ 運輸交通安全関係団体の育成指導		
キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進		
実績		
<p>ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化 (県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生状況等の資料を提供した。 ・各期交通安全運動等における連携を強化した。 <p>(県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全推進幹事会(2回)開催 各期の交通安全運動の方針、運動の実施要綱等を決定。 ・暴走族対策推進幹事所属機関の担当者情報交換会開催 暴走族対策月間(6月)に合わせた取組内容の確認及び情報共有。 <p>イ 交通安全指導員協議会の充実強化 (県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県交通安全指導員協議会への補助…6,181千円 ・高知県交通安全指導員協議会総会、常任理事会、正副会長会の開催。 ・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動での啓発活動。 ・街頭での交通指導の実施。 ・各地域での交通安全教室の実施。 <p>ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化 (県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年高知県地域交通安全活動推進委員協議会連合会通常総会(書面決議)を開催した。 <p>エ 交通安全母の会の充実強化 (県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県交通安全母の会連合会への補助…1,244千円 ・高知県交通安全母の会連合会総会、常任理事会、正副会長会の開催。 ・各期(春・秋・年末年始)の交通安全運動での啓発活動。 ・高齢者交通事故防止キャンペーンでの活動 高齢者1万人訪問活動、年金支給日における金融機関窓口での啓発活動。 		

オ 自動車運転関係団体の指導と助成

(県警交通企画課)

- ・交通安全協会へ事故発生状況等の資料を提供するなどし、積極的な指導と協力を行った。
- ・安全運転管理者協議会の活性化を図った

カ 運輸交通安全関係団体の育成指導

(運輸局)

- ・交通安全運動の実施要領を定め、運輸交通事業者団体等に周知し、積極的な推進を図った。

キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進

(県民生活課)

- ・大学生や高校生が主体となった交通安全活動が行われた。防犯ボランティア団体の交通安全活動への参加があった（各期の交通安全運動でのドライバーサービスの実施など）。

成果、課題及び改善点

ア 交通安全推進県民会議及び交通安全市町村民会議の充実強化

(県警交通企画課)

- ・引き続き情報提供等を行い、関係機関・団体等の連携を強化していく必要を認める。

(県県民生活課)

- ・交通安全推進幹事会で決定した各期の交通安全運動の方針、運動の実施要綱を各市町村に周知し、期間中は、それに基づいた取組みを実施した。

イ 交通安全指導員協議会の充実強化

(県県民生活課)

- ・後継者不足から県委嘱指導員の現員が定員を下回っている。(4年度末時点：262名)

ウ 地域交通安全活動推進委員協議会の充実強化

(県警交通企画課)

- ・委員の高齢化により、活動の量・質の低下が懸念されることから、次代の委員を育成していく必要がある。

※令和4年度末の委託状況(委嘱者137人、平均年齢60.5歳、高齢者86人・構成率63.8%)

エ 交通安全母の会の充実強化

(県県民生活課)

- ・PTAなど、自動的に構成員となっている場合もあるため、構成員の当事者意識を向上させる必要がある。

オ 自動車運転関係団体の指導と助成

(県警交通企画課)

- ・引き続き関係団体の指導と助成、情報提供を行い、活動の活性化を図る必要を認める。

カ 運輸交通安全関係団体の育成指導

(運輸局)

- ・交通安全運動期間中に実施する、立入検査、街頭検査での関係機関との協力体制が図られている。

キ 若年層など幅広い世代が参加した活動の推進

(県県民生活課)

- ・交通安全各種啓発行事への参加者は比較的高齢の方が多く、若年層の参加が少ない。

第1部 道路交通安全		
2 交通安全思想の普及徹底		
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	機関名	県県民生活課
実績		
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全こどもセンターや交通安全ひろばなど各種のイベントにおいて、住民が参加できる交通啓発イベントを実施した。 交通安全こどもセンター企画イベント…毎月1回以上 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> 県民が参加できるイベントは相当数あるが、主体的に活動してもらえる取組は十分でない。 		

第1部 道路交通安全		
3 安全運転の確保		
(1) 運転者教育等の充実		機関名 県警交通企画課 県警運転免許センター 県県民生活課 県交通運輸政策課
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実		
イ 運転者に対する再教育等の充実		
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育		
エ 二輪車安全運転対策の推進		
オ 高齢運転者対策の充実		
カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底		
キ 自動車運転代行業の指導育成等		
ク 危険な運転者の早期排除		
実績		
<p>ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (県警運転免許センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許試験合格後の受験者に対し、運転免許取得時講習を実施した。 ・運転者教育機関である指定自動車教習所のレベルアップを図るため、定期的に講習や技能審査を実施することにより、指導員等の指導能力向上に努めた。 <p>イ 運転者に対する再教育等の充実 (県警運転免許センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取消処分者等に対し、処分内容に応じた講習や実車指導を適切に実施した。 ・初心運転期間中に一定の交通違反があった違反者に対し、初心運転者講習を行った。 <p>ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 (県警運転免許センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質危険な行為により発生した交通事故の事例を明示し、安全運転意識の醸成に務めた。 ・「あおり運転」等に関する資料を各講習機関等に提供し、広報啓発を図った。 <p>エ 二輪車安全運転対策の推進 (県警運転免許センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原付試験合格者に対し、二輪車の特性等安全運転に関する講習や実技指導を行った。 ・指定自動車教習所の指導員等に対し、指導技能スキルアップのための講習を実施した。 <p>オ 高齢運転者対策の充実 (県警運転免許センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の高齢者が運転免許の更新を円滑に行えるよう、県下の指定自動車教習所と連携して高齢者講習を行った。 ・遠隔地に居住している等、高齢者講習や認知機能検査を受けることが困難な高齢者に対して、担当者が近隣警察署に出向くことができる体制強化を図った。 		

- ・一定の病気に罹患している高齢者には、適性検査の受検を勧め、運転免許継続の可否を判断するとともに、交通事故防止のためのアドバイス等を積極的に行っている。

(県民生活課)

- ・ラジオ放送による、高齢運転者の交通事故防止の呼びかけ。
「高齢者の交通事故防止について」(8/22放送)
- ・高齢者交通事故防止キャンペーンの実施
(県交通運輸政策課)
- ・市町村が運行するコミュニティバスの運行支援
⇒8市町が実施する、コミュニティバスの車両購入、利用促進等の取り組みを支援

カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

(県警交通企画課)

- ・全席シートベルト着用義務及びチャイルドシートの正しい設置方法などについて広報啓発した。
- ・基準に適合している乗車用ヘルメットの着用義務について広報啓発した。

キ 自動車運転代行業の指導育成等

(県警交通企画課)

- ・自動車運転代行業者への立入調査を実施し、業務の適正化に努めた。
- ・変更届未提出(遅滞)事業所の把握及び指導を徹底した。

ク 危険な運転者の早期排除

(県警運転免許センター)

- ・各警察署に対し、行政処分の早期上申や臨時適性検査該当者の発見報告を積極的に行うよう指導した。
- ・適正な処分執行を継続して実施するとともに、処分を故意に逃れようとする者に対しては、直接自宅を訪問する等して処分執行を行った。

成果、課題及び改善点

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(県警運転免許センター)

- ・指定自動車教習所と連携し、道路交通法改正等に伴う教習カリキュラムの改善及び採点基準の見直しを図り、運転免許を取得しやすい環境の整備を行った。

イ 運転者に対する再教育等の充実

(県警運転免許センター)

- ・行政処分対象者に行う講習は時間に限りがあることから、法改正等を踏まえたうえ現状に見合った講習内容に適宜改め、効果的な講習を行っていく必要がある。

ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

(県警運転免許センター)

- ・悪質危険な交通違反を行った経験のある受講者に対しては、被害者の体験談などを教示する等真に効果のある講習内容を実施していく必要がある。

エ 二輪車安全運転対策の推進

(県警運転免許センター)

- ・原付講習では、初めて原付車に乗車する者が対象となるため、個々の技量を見極めたうえでの実車指導を行う必要がある。

オ 高齢運転者対策の充実

(県警運転免許センター)

- ・高齢者講習及び認知機能検査については、改正法の施行により時間短縮が図られ、予約待ちの状況が解消された。

(県民生活課)

- ・ラジオ放送や高齢者事故防止キャンペーンの1万人訪問活動等により、高齢者自身の交通意識の高揚が図られた。

(県交通運輸政策課)

- ・実証運行、車両購入等への支援により、中山間地域の移動手段を確保。

カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

(県警交通企画課)

- ・一般道路における後部座席シートベルト着用率が約40パーセントに留まっている状況から、全席着用義務について、チラシの配布や講習等を通じて、更なる周知を図る必要がある。
- ・全ての年齢層に対して、自転車用ヘルメットの着用率を向上させる取組が必要である。

キ 自動車運転代行業の指導育成等

(県警交通企画課)

- ・令和4年中の認定取消し事業所はなかった。
- ・変更届未提出(遅滞)事業所及び安全運転管理者等講習未受講事業所への指導を徹底する必要がある。

ク 危険な運転者の早期排除

(県警運転免許センター)

- ・各警察署に対し、交通事故事件の適正な捜査と行政処分の早期上申について、継続的な指導を徹底する必要がある。

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(2) 運転免許制度の改善	機関名	県警運転免許センター
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法の改正に基づき、指定自動車教習所との連携を図り、高齢者の運転免許更新手続きや大型免許・二種免許取得の手続きについて制度の変更を行った。 ・新型コロナウイルス感染症対策としての更新期限延長手続きを継続実施した。運転適性相談の充実を図り、一定の病気罹患者に対する運転免許継続の判断を適切に行うとともに、自主返納やサポカー免許切り替えを働きかけた。 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢化社会に適切に対応するため、法改正の趣旨を踏まえた免許業務を推進する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえた免許業務を継続する必要がある。 ・運転適性相談の充実を図るとともに、高齢者に対して運転免許の自主返納やサポカー免許の制度を広報する必要がある。 		

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(3) 安全運転管理の推進	機関名	県警交通企画課
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者等法定講習を年間33回開催した。 ・安全運転管理者等未選任事業所の一掃を目指し、未選任事業所に関する情報収集や把握した未選任事業所への指導等を実施した。 ・法定講習未受講業者に対する行政指導及び受講促進を徹底した。 ・ホームページに安全運転管理者選任事業所一覧を掲載し、未選任事業所に関する情報収集に努めた。 ・令和4年4月から義務化された「安全運転管理者のアルコールチェック」について、講習等で広報啓発した。 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との協力により、法定講習未受講業者を一掃する必要がある。(令和4年未受講事業所16事業所) 		

第1部 道路交通の安全		
3 安全運転の確保		
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	機関名	運輸局
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故を引き起こした事業者や、相互通報制度に基づく通知のあった事業者等に対し監査を実施した。また、関係機関と連携した監査や、法令違反を犯す前の予防的なものとして計画的に監査を実施した。 ・平成28年1月に発生した軽井沢でのスキーバス事故を受けて、今年度は1回の街頭監査を実施した。 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分を行った事業者へのフォローアップ監査を実施しており、コンプライアンスの徹底等に取り組んだ。 ・関係団体の実施する研修会等に講師として出席し、安全対策等に関する周知を行った。 ・平成28年1月に発生した軽井沢でのスキーバス事故を契機として、監査件数の増加や充実を求められているが、監査要員不足がネックとなっている。 		

第1部 道路交通安全		
3 安全運転の確保		
(5) 交通労働災害の防止等		
ア 交通労働災害の防止対策の推進	機関名	労働局
イ 自動車運転者の労働時間等の労働条件の適正化		
実績		
ア 交通労働災害の防止対策の推進 ①監督指導、集団指導等において、事業主等に対し「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知した。 ②自動車運転者を使用する事業場に対し、次の事項について徹底を図り、交通労働災害の防止対策を促進した。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における安全衛生管理体制の確立 ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守及び労働時間を含めた適正な運行管理の実施 ・自動車運転者に対する安全教育の実施 ・長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策の実施 ・時間外労働上限規制の適用に向けた労働条件の枠組み整備に係る自主的な取組の促進 ・適切な健康管理等 ③関係行政機関と連携し、自動車運転者を使用する事業場に対する合同監督・監査の実施及び各種監督指導結果に基づく相互通報制度等の効果的運用を図った。 ④労働時間管理適正化指導員による自動車運転者を使用する事業場への個別訪問を実施し、適切な労務管理について指導を行うとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知した。		
イ 自動車運転者の労働時間等の労働条件の適正化 ①自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保を目的とした監督指導を実施した。 ②関係行政機関と連携し、自動車運転者を使用する事業場に対する合同監督・監査の実施及び各種監督指導結果に基づく相互通報制度等の効果的運用を図った。 ③労働時間管理適正化指導員による自動車運転者を使用する事業場への個別訪問を実施し、適切な労務管理について指導を実施した。		
成果、課題及び改善点		
ア 交通労働災害の防止対策の推進 ・課題等なし。		
イ 自動車運転者の労働時間等労働条件の適正化 ・課題等なし。		

第1部 道路交通安全		
3 安全運転の確保		
(6) 道路交通安全に関連する情報の充実	機関名	気象台 県消防政策課
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 気象情報等の充実		
実績		
<p>ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 (県消防政策課)</p> <p>危険物輸送に関する情報提供の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LPガス販売店への立入検査(50件)時にLPガス運搬車両に対して、移動の基準に対する確認及び指導を行った。 ・LPガス販売店を対象とした(一社)LPガス協会主催の講習会(7/26、7/28、8/4、8/18)において、移動の基準の遵守を周知した。 <p>イ 気象情報等の充実 (気象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。 <p>さらに、利活用の促進を図るため、報道機関等を通じた情報の提供、気象情報等の利用に関する広報や講習会の開催など気象知識の普及等を行った。</p>		
成果、課題及び改善点		
<p>ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 (県消防政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>イ 気象情報等の充実 (気象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果として、道路交通における安全運転、ドライバー等への注意喚起に寄与した。 		

第1部 道路交通の安全		
4 車両の安全性の確保		
(1) 自動車の検査及び点検整備の充実		
ア 自動車の検査の充実	機関名	運輸局
イ 自動車点検整備の充実		
実績		
ア 自動車の検査の充実 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は一般街頭検査を8回行い、車両数497両について検査を実施した。指定整備事業者に係る監査については、高知県の全指定自動車整備工場の約10%に立入り及び書面監査を実施した。 新型コロナウイルスの影響により、いずれの取り組みも当初の計画を下回る結果となった。 		
イ 自動車点検整備の充実 <ul style="list-style-type: none"> 9月から2ヶ月間を自動車点検整備推進運動の強化月間とし、街頭検査や講習会等の機会を捉え自動車ユーザーに点検整備の重要性を周知した。また、タイヤ脱落や車両火災等点検整備不良に起因する事故について、自動車整備事業者に対し講習会にて適切に点検整備を実施するよう周知した。 		
成果、課題及び改善点		
ア 自動車の検査の充実 <ul style="list-style-type: none"> 街頭検査等により不正改造車両の排除を行ってきたが、未だに不正改造車が見受けられる事から今後も排除に取り組んでいく必要がある。 自動車検査において、指定整備制度の利用率は高知県の約78%を占めており、指定整備工場の適正な運営、不正防止が不可欠なことから、事業者に対する監査体制を充実する必要がある。 		
イ 自動車点検整備の充実 <ul style="list-style-type: none"> 自動車ユーザーの自動車の保守管理意識が低く、引き続き点検整備の重要性を周知していく必要がある。 未だにタイヤ脱落、車両火災等点検整備不良に起因する事故があることから、引き続き自動車整備事業者に対し適切な点検整備について以下の点も含め周知を図る必要がある。 事業用自動車の車両故障、火災等の防止。 バスの車両火災事故防止。 		

第1部 道路交通安全		
4 車両の安全性の確保		
(2) 自転車の安全性の確保	機関名	県教委学校安全対策課
		県警交通企画課 県県民生活課
実績		
<p>(県教委学校安全対策課)</p> <p>自転車の安全性の確保に関する交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県安全教育プログラム」に基づく交通安全教育を実施した。(交通安全教室、交通安全指導等) ・各学校における自転車安全点検等の実践的な交通安全の取組を実施した(各学校にて) ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」の配付を実施した。(年間5回配付) <p>自転車の安全性の確保に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行(H31.4.1)を受け、自転車ヘルメット着用推進事業として、県内で自転車通学をしている小中高校生を対象に、ヘルメット購入に係る費用の一部の助成を行い、ヘルメット着用を促進(R4年度実績:県立学校生徒332件に助成、19市町村に補助) <p>(県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険への加入促進に関して、広報啓発した。 ・全年齢層に対し、自転車の点検整備・ヘルメットの着用を広報啓発した。 ・街頭で自転車の安全点検イベントを実施するなど、自転車利用者に直接働きかける活動を実施した。 ・ホームページやSNS・交通安全教室等において高額賠償事例等について広報啓発した。 <p>(県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県自転車対策連絡協議会実施(4/25) ・高知県自転車対策連絡協議会による自転車マナーアップキャンペーン(5月)を実施した。 ・自転車マナーアップ、自転車安全利用五則、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を周知するポスター等の作成、配布を実施した。(各市町村、学校、自転車対策連絡協議会構成員等へ配布、ポスター:800部) ・ラジオ等を活用した広報活動の実施。 5月2日に「自転車の安全利用について」と題して放送を実施した。 ・自転車の安全利用啓発動画を作成し、デジタルサイネージ等への掲載による広報啓発を実施した。 		

成果、課題及び改善点

(県教委学校安全対策課)

- ・自転車事故件数 (H30 : 315 件→R1 : 329 件→R2 : 295 件→R3 : 229 件→R4 : 202 件)
- ・児童生徒の日常的な自転車の整備や点検及びヘルメット着用の習慣化、損害賠償保険の加入促進に向けて、交通安全教育及び啓発を工夫しながら継続的に行っていく必要がある。特に、ヘルメット着用については、令和5年度も「自転車ヘルメット着用推進事業」を継続実施し、着用の促進を図る。
- ・通学路の安全確保については、通学路安全推進会議を軸に、各市町村における取組を今後も促していく。

(県警交通企画課)

- ・自転車の安全性の確保に向け継続して活動を実施していく必要がある。

(県県民生活課)

- ・自転車利用者のマナーアップを広く県民に訴え、自転車の安全な利用の促進を図った。
- ・新たに作成した動画を活用し「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める努力義務のうち「18歳までの児童等のヘルメット着用・自転車への反射器材装着」(保護者の努力義務)、「自転車損害賠償保険等への加入」(自転車利用者・保護者・自転車貸付業者・事業の用に供する事業者の努力義務)について広報啓発ができた。

第1部 道路交通安全		
5 道路交通秩序の維持		
(1) 交通の指導取締りの強化等		機関名 県警交通指導課 県警高速道路交通警察隊 西日本高速道路(株)
ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等		
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等		
実績		
<p>ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 (県警交通指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故抑止に資する交通指導取締り 交通流の実態、交通事故の発生状況、交通違反の実態、住民等からの取締り要望等を踏まえた交通指導取締り計画を策定し、その地域の実情に沿った交通指導取締りを実施するとともに、PDCAサイクルを機能させた交通事故抑止効果等の検証に基づき、取締り時間・場所・体制等の見直しを行い、交通事故抑止に資する効果的な取り組みを推進した。 ・死亡事故等重大事故に直結する悪質・危険な飲酒、無免許、高速運転に重点を指向した交通取締りを行った結果、飲酒運転185件(前年度比-16件)、無免許運転140件(前年度比-4件)、速度違反7,265件(前年度比-159件)、合計7,590件(前年度比-179件)を検挙した。 ・被害軽減対策の強化 交通事故発生時の被害軽減を図るためシートベルトやチャイルドシートの違反取締りを重点的に推進した結果、6,547件(前年度比-2,383件)を検挙した。 ・歩行者優先等「人に優しい」道路環境づくり ドライバーに対し歩行者優先意識を醸成させ、歩行者に優しい道路環境を確立するため、交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを強化した結果、信号無視4,787件(前年度比+862件)、歩行者妨害等1,185件(前年度比+167件)、一時不停止10,322件(前年度比-767件)、合計16,294件(前年度比+262件)を検挙した。 ・自転車利用者に対する交通指導取締り 他の通行車両や歩行者に危険を与えるなど、交通事故に直結するような危険な違反や現場における警察官の再三の指導警告に従わない悪質・危険な違反者に対する交通取締りを推進し、悪質・危険な違反者10人を検挙するとともに、指導警告票11,205件(前年対比+2,732件)を交付した。 また、街頭において自転車マナーの向上を促す広報啓発活動を積極的に行い、幅広い年代の自転車利用者に対して直接指導することができた。 ・通学路や生活道路における交通指導取締り 住民からの速度違反取締りの要望があるものの、取締り場所の確保が困難であった通学路や生活道路を重点に、可搬式オービスを活用した速度違反取締りを84回実施するなど、積極的に取り組むことで速度抑止に向けた交通指導取締りを行った。 		

イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

(県警高速道路交通警察隊)

- ・交通事故分析に基づいた交通取締りを行うとともに、各インターチェンジにおいてシートベルト取締りを強力に実施した。
- ・交通事故に直結するおそれのある速度超過について、可搬式オービスを活用するなど効果的な取締を実施したほか、あおり運転を助長する車間距離不保持を中心に継続的な交通取締りを実施した。
- ・交通事故分析に基づいた「速度取締り指針」を作成し、県警ホームページ等で公開し、取締り重点区間や指針を広報した。
- ・逆走・立入り等の危険行為を行った高齢者については、居住地を管轄する警察署への連絡制度（危険通報）の運用推進を図った。

(西日本高速道路（株）)

- ・高速道路警察隊による交通指導取締り活動に対し、ヤード確保などで協力した。

成果、課題及び改善点

ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

(県警交通指導課)

- ・交通事故抑止に資する効果的な交通指導取締りの推進

交通死亡事故等重大事故の抑止のため飲酒運転、無免許運転及び著しい速度超過や、信号無視違反、一時停止違反、歩行者妨害違反などの交通頻繁な場所となる交差点、さらに、交通事故発生時の被害軽減を目的とした速度違反、シートベルトやチャイルドシート違反の取締りを一層強化して取り組むとともに、地域の交通実態等の分析に基づいた交通事故抑止に資する活動等を継続的に推進していく必要がある。

- ・自転車利用者に対する交通指導取締り

自転車に関係する交通事故は218件発生し、自転車利用者の約90パーセントに何らかの法令違反が認められるなど、依然として赤色信号無視違反、通行禁止違反、無灯火、並進通行など、基本的な交通ルールが守られていない。

よって、交通ルール遵守や交通マナーの向上が喫緊の課題であると捉え、「指導警告票」や「自転車安全指導カード」等を積極的に活用した街頭活動を強化するとともに、違反行為により、歩行者を含む周囲の交通に危険を生じさせたり、警察官の再三の指導警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な交通違反に対して取締りを推進する必要がある。

イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

(県警高速道路交通警察隊)

- ・被害軽減対策としてインターチェンジでのシートベルト・チャイルドシート装着義務違反の取締りを行う必要がある。また、高速運転、漫然運転による交通事故対策として、速度超過、車間距離不保持違反等パトカーを見せる活動を強化する必要がある。
- ・逆走・立入り等の危険行為は半減し、高齢者についての危険通報は0件であったが、引き続き管轄警察署との緊密な連携のもと同制度を積極的に運用する必要がある。

第1部 道路交通安全		
5 道路交通秩序の維持		
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	機関名	県警交通指導課
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底		
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化		
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進		
実績		
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 危険運転致死傷罪の適用を視野に、飲酒運転等が関係する交通事故事件において、初動捜査段階から交通指導課の交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官等が臨場し、科学的捜査に基づき各署（隊）の捜査支援を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ～危険運転致死傷罪 検挙 3件～ <ul style="list-style-type: none"> 内訳 危険運転致死罪 0件 危険運転致傷罪 3件 		
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 <ul style="list-style-type: none"> 重大交通事故発生時には、初動捜査段階から交通指導課の交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官等が臨場し、各署（隊）の捜査支援を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ～ひき逃げ事件 発生17件、検挙16件（検挙率94.1%）～ 交通指導課に交通事故鑑識官以下4人体制の交通鑑識班を設置し、交通事故事件捜査統括官指揮の下、県下で発生した重大事故現場に初動捜査段階から臨場し、各署（隊）捜査員に対する実践的指導・支援を行うなど、各署（隊）捜査員の捜査能力向上に努めた。 先進的技術を有する大阪府警交通部交通捜査課に、本県警官1人を2年間派遣し、専門的知識を有する捜査幹部候補として若手捜査員を育成するとともに、帰県後は原則交通指導課に配置して交通事故事件捜査統括官指揮の下、署（隊）の捜査指導を行わせている。 		
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 <ul style="list-style-type: none"> 重大交通事故発生時には、交通事故事件捜査統括官指揮の下、交通事故鑑識官等が初動捜査段階から臨場し、初動捜査体制の確立、事件指揮、客観的証拠の採証活動等実践的指導教養を徹底し、緻密かつ適正な捜査活動を展開した。 高度な正確性と再現性を有する計測機「3Dレーザースキャナシステム」により、事故痕跡や速度鑑定等に必要な資料を正確に撮影・採証することが可能となっている。 		

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

- ・危険運転致死傷罪の適用が見込まれる交通事故事件が発生すれば、初動捜査段階から交通鑑識班等を派遣して捜査支援を行っているが、客観的証拠に基づく立証のためには、多数の関係者からの事情聴取、痕跡からの速度鑑定、ドライブレコーダーの解析などが必要であり、そのための十分な体制を確立する必要がある。

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

- ・大量退職・大量採用の煽りを受け、交通捜査員の世代交代が進んでおり、交通捜査員の捜査能力低下が懸念されていることから、中堅及び若手捜査員に対する指導育成を推進して全体の捜査能力を向上させていく必要がある。

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

- ・3Dレーザースキャナシステムは、平成27年の運用開始から8年を経過し、現状、旧型となっており、メーカーによる今後の修繕対応が困難となることが予想されるため、次世代型の同システムの導入が必要である。
- ・重大交通事故事件発生時は、初動捜査の段階から交通指導課の交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官を派遣して捜査支援しているが、交通指導課においては、当直勤務等で常時十分な専従体制が確保できない一面がある。
また、休日及び夜間に重大事故が発生した場合は、課員を招集して対応しているために、立ち上がりに時間を有するなど、休日や夜間における初動捜査体制が十分に確立されていない。

第1部 道路交通安全		
5 道路交通秩序の維持		
(3) 暴走族等対策の推進		
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	機関名	運輸局 県教委学校安全対策課 県警交通指導課 県県民生活課
イ 暴走行為阻止のための環境整備		
ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化		
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止		
オ 車両の不正改造の防止		
実績		
<p>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (県教委学校安全対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし。 <p>(県警交通指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ラジオ放送により、暴走行為の追放やその行為に対する取り組みなどを紹介することで、県民一人ひとりが「暴走行為をしない・させない・許さない」という意識を持ち、暴走行為のない環境づくりの大切さを認識させることで、暴走行為追放の気運高揚を図った。 原付バイクの安全運転講習等の機会を捉え、運転免許を有する高校生を中心に、暴走行為の阻止に向けた指導、教養を実施した。 各署(隊)に対し、「暴走族等の現状と対策について」等の資料を配付し、組織内での情報共有を図った。 <p>(県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県交通安全推進県民会議暴走族対策推進幹事を主体とする「暴走族対策実務担当者情報交換会」の書面開催(5/18)を実施した。 <p>イ 暴走行為阻止のための環境整備 (県警交通指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 初日の出暴走対策として、暴走集団、見物人等群衆の集合及びい集場所として利用されるコンビニ等の施設管理者や道路管理者に協力を要請し、駐車場等の部分閉鎖やパトカーの配置等の措置を実施した。 <p>ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化 (県警交通指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴走行為等に対する110番通報等の分析に基づき、本部執行隊と各署が連携した集団取締りを実施した結果、車両3台を押収するとともに、整備不良等の道路交通違反を82件検挙した。 令和5年の初日の出暴走特別取締りに際して、特に、早朝の暴走行為が予想される花海道周辺において警戒に当たった結果、集団による悪質違法な走行は行われなかった。 <p>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 (県警交通指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校警察連絡制度を有効に活用し、学校や保護者と連携し、暴走行為の再犯防止と立ち直りに関する支援を実施した。 		

オ 車両の不正改造の防止

(運輸局)

- ・令和4年度の街頭検査回数8回、検査車両数497両について実施した。
- ・また、自動車整備事業者に対し、不正改造車排除に係る研修会を5回実施した。

(県警交通指導課)

- ・四国運輸局高知運輸支局、近隣警察署と不正改造車について平素から情報共有を図り、整備不良車の運転者を検挙した。

成果、課題及び改善点

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

(県警交通指導課)

- ・取締りの強化や若者の意識変化により、従来の組織的な暴走族は壊滅し、バイク2～3台程度の少数台数による単発的、ゲリラ的な暴走行為が主流となっている。
また、過去のような法を全く無視した大規模場集団による無謀運転は確認されなかった。
- ・信号無視などの目立った違反行為はないものの、「旧車會」と呼ばれるグループによるエンジンの空ぶかしや低速走行により、他の交通に迷惑をかけることが懸念される。

(県教委学校安全対策課)

- ・課題等なし。

(県県民生活課)

- ・未だに暴走行為が確認されていることから、引き続き「暴走族対策実務担当者による情報交換会」において情報共有を行う必要がある。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

(県警交通指導課)

- ・旧来のインターネット上への書き込みによる集団走行への勧誘に替わり、暴走行為参加者同士がスマートフォンのアプリ「LINE」等により情報共有しているため、事前情報の入手困難化している。
- ・初日の出暴走特別取締りに際し、暴走集団や見物人等群衆の集合場所として利用されるコンビニ等の施設管理者や道路管理者に対して、今後も駐車場の封鎖等の協力を要請していく。

ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化

(県警交通指導課)

- ・バイク少数台による暴走が単発的、ゲリラ的に敢行されており、現場到着するも、既に逃走を図り未発見の状態になっているため、110番通報による時間帯や発生場所等の分析を行い、週末等の曜日にとらわれることなく、関係各署と連携を密にした取締りが必要とされる。
- ・令和4年の暴走行為に関する110番通報は245件で前年度比23件増加している。
県民からのタイムリーな情報提供が重要であることから、積極的な通報について広報する。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

(県警交通指導課)

- ・過去に検挙した者の中には、暴走行為に及ばないものの、旧車會グループに加入、或いは集団走行に参加するなど暴走指向が強い者がいることから、学校等の関係機関と連携し、再犯防止や立ち直り支援を継続していく必要がある。

オ 車両の不正改造の防止

(運輸局)

- ・台数は減ってきているものの依然として不正改造車が散見されることから、不正改造車を排除し自動車の安全運行を確保する必要がある。

自動車のユーザーのみならず不正改造を行った事業者への対処を強化する必要がある。

また、不正改造車情報提供窓口に寄せられた情報については、不正改造車使用者あて不正改造の事実確認および不正改造の事実があった場合の警告ハガキの送付を行う。

(県警交通指導課)

- ・不正改造する者やその志向がある者は、潜在的に存在すると考えられることから、不正改造の背景にある業者の取締りに資するため、整備不良車両運転者等に対する事情聴取等各種情報収集に努め、不正改造の助長、あるいは敢行する業者に関する情報収集を徹底する必要がある。また、不正改造車排除に向けた県民の理解の醸成を図るため、積極的な広報啓発活動を行う必要がある。

第1部 道路交通安全		
6 救助・救急活動の充実		
(1) 救助・救急体制の整備		機関名
ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 イ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 ウ 救急救命士の養成・配置等の促進 エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進 オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	県教委学校安全対策課 県警交通企画課 県警運転免許センター 県消防政策課 県保健政策課 県医療政策課 西日本高速道路（株）	
実績		
ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 （県保健政策課） <ul style="list-style-type: none"> ・高知DMA T研修、DMA Tロジスティック技能向上研修（2回）を実施 ・多数傷病者への適切な対応及び災害現場で実施すべきことを学ぶMCL S研修を実施 ・大規模事故発生時の災害現場から病院収容までの活動を想定した机上演習（エマルゴ）を実施 		
イ 自動体外式除細動（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 （県教委学校安全対策課） AEDの使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生訓練用品（訓練用AED）の積極的な活用（県立学校に貸出） （県警交通企画課） <ul style="list-style-type: none"> ・講習等の機会を通じ、自動体外式除細動器を使用した応急手当の普及啓発活動を実施した。 （県警運転免許センター） <ul style="list-style-type: none"> ・指定自動車教習所で行う運転免許取得時の応急救護教習が適正に実施されているか、適宜現場を視察する等して必要な指導に務めている。 （県消防政策課） <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関が行う自動体外式除細動器（AED）の使用を含んだ応急手当についての講習会等に係る調整を行い、普及啓発を図った。 		
ウ 救急救命士の養成・配置等の促進 （県消防政策課） <ul style="list-style-type: none"> ・各消防機関による救急救命士の計画的な養成を図った。 		
エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進 （県消防政策課） <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリの出動時の対応等として、消防防災ヘリでの救急業務を実施した。 （県医療政策課） <ul style="list-style-type: none"> ・基地病院に対する、ドクターヘリの運航経費の補助 		

- ・定期的なドクターヘリ搬送事例の事後検証
- ・ドクターヘリ離着陸場所の増加

オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

(県消防政策課)

- ・知識・技術等の向上を図るため、消防学校における教育訓練を実施した。

カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

(県消防政策課)

- ・関係消防機関の訓練による救急業務実施体制の向上を図った。

(西日本高速道路(株))

- ・高速道路のトンネル内における火災事故等の発生を想定した、机上訓練、実地訓練及び消火設備説明を実施し、関係機関(高速隊・消防・医療・道路管理者等)との相互連携を強化した。

→令和4年9月に机上訓練、同年10月に実地訓練・消火設備説明を実施、各訓練に参加した約40名により、想定された事故対応への意見交換及び現地での実地訓練を行うことで、緊急事象発生時における連携体制の強化を行った。

成果、課題及び改善点

ア 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

(県保健政策課)

- ・コロナ禍により昨年度まで一部実施できなかった研修も実施し、医療従事者等の災害対応能力の維持及び向上に繋がった。
- ・引き続き、研修や演習を行い医療従事者等の技能維持・資質向上が必要。

イ 自動体外式除細動(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

(県教委学校安全対策課)

- ・初任者研修、大学の教員養成課程における講義等では、具体的な事例を挙げながら、AED使用を含む心肺蘇生法等の事故対応の在り方を研修する機会を提供できた。今後も、学校事故対応について、各学校における危機管理マニュアルの見直しや教職員の校内研修の実施を促していく。

(県警交通企画課)

- ・引き続き、各種講習等を通じて普及啓発に努めていく必要がある。

(県警運転免許センター)

- ・応急救護措置及びAEDの取扱い要領について、今後も運転免許取得時の講習が効果的かつ有効的な講習が行われているか確認する必要がある。

(県消防政策課)

- ・県民に対する応急手当講習等の実施による救命効果の向上

ウ 救急救命士の養成・配置等の促進

(県消防政策課)

- ・各消防機関による救急救命士の計画的な養成

エ ヘリコプターを活用した救急業務の推進

(県消防政策課)

- ・ドクターヘリが他の事案に出動中、または対応できない事案に対して、消防防災ヘリで救急業務を実施することにより円滑に対応した。

(県医療政策課)

- ・ドクターヘリの運航経費の補助により、ドクターヘリの円滑な運航を実施
- ・ドクターヘリ搬送事例の事後検証実施による、関係者間での情報共有
- ・ドクターヘリ離着陸場所の増加

オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

(県消防政策課)

- ・複雑多様化する救助・救急事象に対応する救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上のため、消防学校等において教育訓練を実施した。

カ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

(西日本高速道路(株))

- ・現場で起こりうるあらゆる事態に対応できるよう、今後も引き続き図上訓練や実動訓練及び消火設備等を実施していくことで、各関係機関との連携強化を図っていく。

第1部 道路交通安全		
6 救助・救急活動の充実		
(2) 救急医療体制の充実		機関名 県保険政策課 県医療政策課
ア 救急医療機関等の機能維持	実績	
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等		
ウ ドクターヘリの運航体制の充実		
ア 救急医療機関等の機能維持 (県医療政策課) <ul style="list-style-type: none"> ・平日夜間小児急患センター、小児二次救急輪番病院の運営に対する支援 ・高知赤十字病院及び近森病院に対し、救命救急センターの運営費を補助 ・小児二次輪番病院の医師の負担を軽減するため、トリアージ担当看護師設置を支援 ・小児救急勤務医に対する手当の支給を助成することにより、小児救急勤務医の処遇を改善 ・テレビ・ラジオ等を通じ、救急医療や小児医療の適正受診について啓発 ・小児電話相談事業により、保護者の不安を軽減するとともに、小児救急輪番病院の負担を軽減 		
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 (県保険政策課) <ul style="list-style-type: none"> ・高知大学医学部において、災害・救急医療支援プロジェクトを実施 		
ウ ドクターヘリの運航体制の充実 (県医療政策課) <ul style="list-style-type: none"> ・基地病院に対する、ドクターヘリの運航経費の補助 ・定期的なドクターヘリ搬送事例の事後検証 ・ドクターヘリの離着陸場所の増加 		

成果、課題及び改善点

ア 救急医療機関等の機能維持

(県医療政策課)

- ・救急医療機関等に対する運営費の支援により、機能を維持
- ・救急車で搬送した患者のうち軽症者患者の割合が高い
- ・救命救急センター（3病院）への救急搬送の割合が高い
- ・休日及び夜間の救急医療体制の維持
- ・医師の確保及び勤務環境の更なる改善
- ・救急医療の適切な利用を促すため、継続的な啓発が必要

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

(県保険政策課)

- ・高知大学医学部における救急部の初期研修医の受入れ人数増などに繋がった。
- ・救急医療に携わる医師の更なる確保が必要。

(県医療政策課)

- ・救急医療従事者の資質向上
- ・救急医療を担う医師の確保

ウ ドクターヘリの運航体制の充実

(県医療政策課)

- ・ドクターヘリの活用を促進
- ・ドクターヘリ不在時のバックアップ体制を強化
- ・より迅速な医師の現場派遣と搬送の体制が必要
- ・ドクターヘリのより安全な運航に向け、国の指針に基づき運航要領を改正

第1部 道路交通の安全		
6 救助・救急活動の充実		
(3) 救急医療機関の協力体制の確保等	機関名	県警交通企画課
		県消防政策課 県医療政策課
実績		
<p>(県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携システムによる協力体制を実施した。 <p>(県消防政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 <p>(県医療政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリの効果的・効率的な活用についての検討 		
成果、課題及び改善点		
<p>(県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療現場に提供する画像について画質や送信速度等の更なる向上に努める必要がある。 <p>(県消防政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(県医療政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリ、ドクターカーなどの救急医療資源の有効活用を図ることが必要。 		

第1部 道路交通の安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(1) 無保険(無共済)車両対策の徹底	機関名	運輸局 県警交通企画課
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自賠責制度の重要性・役割、無保険車運行の違法性や被害者保護の重要性を広く周知することにより自賠責保険への加入促進を図るため、9月を中心に、ポスター・リーフレットの配布及び広報・啓発依頼を地方公共団体や関係団体等に行い、広報・啓発事業を実施した。 <p>(県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動や各種交通安全教室等の機会において、自賠責保険(共済)への加入等に関する広報啓発した。 		
成果、課題及び改善点		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 街頭取締や監視活動において、未だに二輪車の期限切れが確認されることから、引き続き、広報活動を通じた周知が必要である。 <p>(県警交通企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自賠責保険(共済)への加入についての広報啓発活動を実施していく必要がある。 		

第1部 道路交通の安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(2) 交通事故相談活動の推進	機関名	県県民生活課
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の交通事故相談所の相談件数は316件 <ul style="list-style-type: none"> 内訳・・・電話相談 276件 面接相談 40件 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故に関する助言を必要とする県民を支援するため、交通事故相談所の一層の周知が必要。 		

第1部 道路交通安全		
7 被害者支援の充実と推進		
(3) 交通事故被害者支援の充実強化		機関名 運輸局 県警交通指導課 県県民生活課
ア 自動車事故被害者等に対する援助の推進	実績	
イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等		
ウ 公共交通事故被害者への支援		
ア 自動車事故被害者等に対する援助の推進 (県県民生活課) ・高知県交通事故相談所での相談受付。 ・ラジオ広報(2/20)により、交通事故相談所の周知を行った。		
イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等 (運輸局) ・被害者支援に関するフォーラムに参加。 (県警交通指導課) ・交通事故被害者等に対して、交通事故概要、捜査経過、刑事手続き、行政処分、自動車保険制度等の情報を提供するとともに、「交通事故被害者の手引き」を配布し、被害者等の心情に配慮し、被害者のニーズに応えるきめ細やかな被害者支援を推進した。 ・特に、死亡、重傷、ひき逃げ事故等の重大な被害者連絡対象事件に関しては、当課も対象事件として把握、管理するとともに、当該事件を管轄する各署(隊)に対し、被害者等への支援実施を指示した。		
ウ 公共交通事故被害者への支援 (運輸局) ・関係団体を通じ、「被害者等支援計画」の策定・公表を促進。 ・「被害者等支援計画」未策定のバス事業者に対して、策定・公表を個別にプロモート。		

成果、課題及び改善点

ア 自動車事故被害者等に対する援助の推進

(県民生活課)

- ・ 県交通事故相談所において、援護問題に関する相談に対応。
- ・ 援護問題に関する相談も含めて、交通事故相談所の一層の周知が必要。

イ 交通事故被害者の心情等に配慮した対策の推進等

(運輸局)

- ・ 被害者等と直接に向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者等支援計画に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、窓口の機能を充実させる必要がある。

(県警交通指導課)

- ・ 被害者のニーズに応えるためには、警察署交通課、警察本部、検察庁、各関係機関・団体との連携を強化して対応する必要がある。
- ・ 交通事故被害者等に対し、早期に「交通事故被害者の手引き」を配布するとともに、交通事故の概要、捜査経過、刑事手続き等を適時適切に説明を実施した。
- ・ 事件送致後も、刑事処分結果や行政処分結果等、可能な範囲において被害者のニーズに応えるきめ細やかな対応が必要である。
- ・ 当課に設置した被害者連絡調整官により、各署（隊）における被害者連絡について指導・助言するなど、状況に応じて、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を検討する必要がある。

ウ 公共交通事故被害者への支援

(運輸局)

- ・ 公共交通事業者が策定・公表する「被害者等支援計画」は、全国的に策定・公表が進んでいないので、引き続き関係団体を通じて策定促進を図る。
- ・ 被害者等と直接に向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者等支援計画に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、窓口の機能を充実させる必要がある。
- ・ 現在のコロナ禍のなかでは、被害者等にコンタクトカードを直接お渡しできないので、医療機関と連携して配布する必要がある。

第1部 道路交通安全		
8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通安全の確保		
(1) 災害に備えた道路交通環境の整備	機関名	地方整備局
ア 災害に備えた道路の整備		県警交通規制課
イ 災害に強い交通安全施設等の整備		県南海トラフ地震対策課
ウ 災害発生時における交通規制		県道路課 西日本高速道路(株)
実績		
<p>ア 災害に備えた道路の整備 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁耐震補強 … 2橋(R32) 2橋(R33) 0橋(R55) 0橋(R56) ・「四国8の字ネットワーク」の整備 ・緊急輸送路となるバイパス等の整備 ・「道の駅」の整備促進 <p>(県南海トラフ地震対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における避難場所への誘導標識の設置促進を支援 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度橋梁耐震対策：12橋完成 ・令和4年度道路法面防災対策等：9箇所対策完了 <p>イ 災害に強い交通安全施設等の整備 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウム電池式電源付加装置を6基新設した。 <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象時に災害発生の懸念される区間において、通信状況を考慮しながら道路情報板を設置した。 <p>ウ 災害発生時における交通規制 (地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常降雨等による全面通行止めの実施(13回) 土佐12+中村1 ・積雪等により全面通行止めの実施(5回) 土佐4+中村1 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察学校における教養で現場警察官に対し、信号機復旧訓練を実施した。 ・道路管理者等との合同による、災害対策基本法に基づく道路啓開区間指定、緊急交通路指定等の訓練を実施した。 <p>(西日本高速道路(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震・津波・大雨等を想定した災害対応訓練を継続実施した。 引き続き災害対応訓練を実施し、発災時の対応力を向上させる。 		

成果、課題及び改善点

ア 災害に備えた道路の整備

(地方整備局)

- ・近い将来発生が予想されている南海地震等や豪雨等における災害に対して、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークの確保が必要。緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策や防災及び津波に対する高規格幹線道路の整備を推進。
- ・南海地震に備え、地震発生時の応急活動を迅速に行うため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策を実施。緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策は出来る限り早期の完了を目標に実施。緊急輸送道路以外の橋梁についても、孤立集落の発生の可能性や、復旧までの期間を考慮し、対策を実施していく必要あり。

(県南海トラフ地震対策課)

- ・市町村における避難場所への誘導標識の設置に係る経費について、高知県地域防災対策総合補助金で支援した。【令和4年度実績：4市町】

(県道路課)

- ・南海トラフ地震に備え、地震発生時の迅速な応急活動が可能となるよう、緊急輸送道路や啓開道路等の橋梁の落橋対策を実施している。
- ・緊急輸送道路以外の橋梁についても、南海トラフ地震等の発生時の啓開・復旧までの期間や、孤立集落の発生の可能性を考慮し、対策を実施していく必要がある。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

(地方整備局)

- ・災害が発生した場合においても、安全で適切な道路交通情報の提供を行うことが重要であり、整備を推進
- ・異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間において、道路情報板及びCCTVの設置を促進
- ・CCTV
 - 新設 2 基（土佐）：国道 56 号 2 基
 - 新設 4 基（中村）：国道 56 号 4 基
 - 更新 36 基（土佐）：国道 33 号 16 基、国道 56 号 20 基
 - 撤去（土佐）：国道 33 号 1 基
- ・道路情報板
 - 更新 0 基
 - 撤去 0 基
- ・情報提供方法を IT 化することにより、発信情報を迅速化
 - 表示内容についても任意に設定できることから、交通安全運動などの関係機関の啓発など多面的に活用

(県警交通規制課)

- ・南海トラフ地震等の大規模災害発生時における、津波からの緊急避難路の確保や緊急輸送路の早期復旧を図るため、交通信号機への電源付加装置の計画的な整備拡大が必要である。

(県道路課)

- ・異常気象時(台風や豪雨など)に災害発生の懸念される区間等において、道路情報板の設置を進めており、高知県内 186 基(令和 4 年度末)設置している。

ウ 災害発生時における交通規制

(地方整備局)

- ・災害発生時における被災地や車両の流入抑制等、迅速かつ的確な対応が必要。
- ・災害発生時には、迅速な状況確認を行い、緊急交通路を早期に指定して、混乱を抑止する必要あり。
- ・被害想定が見直されれば、緊急交通路関係の見直しが必要。

(県警交通規制課)

- ・道路管理者等関係機関との合同による訓練を継続して行い、手順・連携等の精度を高めていく必要がある。

(西日本高速道路(株))

- ・大規模地震・津波・大雨等を想定した災害対応訓練を継続実施した。引き続き災害対応訓練を実施し、発災時の対応力を向上させる。

第1部 道路交通安全		
8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通安全の確保		
(2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発		機関名 総合通信局 地方整備局 県警交通規制課 県県民生活課 県道路課 西日本高速道路(株)
ア 災害時を想定した交通安全教育の実施	イ 災害発生時における情報提供の充実	
実績		
<p>ア 災害時を想定した交通安全教育の実施 (県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RKC ラジオ及び広報紙による広報啓発を行った。 <p>イ 災害発生時における情報提供の充実 (総合通信局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績等なし。 <p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板 更新0基 撤去0基 <p>(県警交通規制課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし <p>(県道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常気象時に災害発生の懸念される区間において、通信状況を考慮しながら道路情報板を設置した。 <p>(西日本高速道路(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の本線・休憩施設に滞留したお客様に災害情報を適切に提供するための環境整備を行った。 		
成果、課題及び改善点		
<p>ア 災害時を想定した交通安全教育の実施 (県県民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の適切な道路利用に対する普及啓発が重要課題。 <p>イ 災害発生時における情報提供の充実 (総合通信局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(地方整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合においても、安全で適切な道路交通情報の提供を行うことが重要であり、整備を推進 ・異常気象時(台風や豪雨など)に災害発生の懸念される区間において、道路情報板の設置を促進 		

- ・ 情報提供方法を IT 化することにより、発信情報の迅速化
表示内容についても任意に設定できることから、交通安全運動などの関係機関の啓発など
多面的に活用。
(県警交通規制課)
- ・ 交通流監視カメラ等の交通情報収集システムの整備を継続的に図る必要がある。
(県道路課)
- ・ 異常気象時（台風や豪雨など）に災害発生の懸念される区間等において、道路情報板の設置を
進めており、高知県内 186 基（令和 4 年度末）設置している。
(西日本高速道路（株）)
- ・ 引き続き災害発生時における情報提供の充実を図っていく。

第2部

鉄道交通の安全

第2部 鉄道交通の安全		
1 鉄道交通環境の整備		
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株)
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化施設を含めた鉄道施設等全体の健全度を的確に把握 ・適切な鉄道施設等の維持管理のための補修計画の策定及び定期的な補修等を行うよう指導 ・引き続き軌道や路盤の強化、法面等の改修のほか耐震対策等の推進を指導 ・駅施設について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備、段差の解消などバリアフリー化を推進するよう指導 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検を実施するとともに、のり面防護工、落石止柵・落石防護網などの災害防止対策を継続して実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・法面護工・・・1箇所 ・落石防護網・・・2箇所 ・落石防止さく・・・1箇所 <p>以上の対策を行った。</p> <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震に備え、民家等に影響を及ぼすおそれのある高架橋の耐震対策として高架橋柱の補強工事の整備 <ul style="list-style-type: none"> 宿毛線 高架橋柱 11本 ごめん・なはり線 高架橋柱 19本 ・定期検査を実施した高架橋で、補修が必要と診断された所を5箇年計画で補修していき、コンクリート剥落による一般公衆への危険を取り除き、かつ、構造物(老朽化)の長寿命化を図った <ul style="list-style-type: none"> ごめん・なはり線 高架橋 49㎡ <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重軌条化及びPC枕木化交換工事 <ul style="list-style-type: none"> (鏡川橋～蛸橋間) ・き電線(容量アップ)改良 <ul style="list-style-type: none"> (東工業前～後免中町間) ・電柱建替更新 <ul style="list-style-type: none"> (後免線・伊野線6本) ・電車線張替 <ul style="list-style-type: none"> (デンテツターミナルビル前～知寄町1丁目間) ・通信線張替 <ul style="list-style-type: none"> (鴨部～朝倉神社前) 		

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・ 鉄道施設等を適切に維持管理するためには、定期検査等による鉄道施設等の健全度の把握と老朽化施設の補修計画の策定及び定期的な補修等が必要
- ・ 多発傾向にある自然災害に対応するために、軌道や路盤の強化、法面等の改修が必要
- ・ 南海トラフ地震に対応した鉄道施設等の耐震対策の推進が必要
- ・ 駅施設について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮したバリアフリー化の推進が必要

(四国旅客鉄道(株))

- ・ 課題等なし。

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・ 4年度の工事計画は予定通り完工し、鉄道施設の安全性の向上が出来た。

(とさでん交通(株))

- ・ 重軌条化及びPC枕木化交換により軌道の耐久性が向上し、安全性の確保と長期的な経費削減が図れた
- ・ き電線の容量アップにより耐久性・安全性が向上し機能維持が図れた
- ・ 電柱の建替により耐久性・安全性が向上し機能維持が図れた
- ・ 電車線の張替により耐久性・安全性が向上し機能維持が図れた
- ・ 通信線の張替により耐久性・安全性が向上し機能維持が図れた

第2部 鉄道交通の安全		
1 鉄道交通環境の整備		
(2) 鉄道保安設備等の整備	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株)
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曲線部等への速度制限機能付きATS等の整備について、法令により整備期限が定められていたものは既に設置終了しているが、引き続き設置促進を指導する。 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <p>高知県内の実施はなかった</p> <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木マクラギをPCマクラギに交換し、車輪押圧や輪重による軌道狂いに対する軌道強化を行うことにより列車運行の安全性向上を図った。 <p>中村線 1,600本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年による腐食・摩耗・波状摩耗のレールを交換し、軌道強化により脱線等の事故発生リスクを低減し列車運行の安全性向上を図った。 <p>中村線 526m</p> <p>中村線 336m</p> <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし 		
成果、課題及び改善点		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曲線部等への速度制限機能付きATS等の整備について、各事業者とも法令により整備期限が、定められていたものは既に設置終了しているが、線路急曲線部や駅付近など減速が必要な箇所について、安全運行のために引き続き設置促進を指導していく必要がある。 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度工事計画のPCマクラギ交換及びレール交換を実施し、鉄道施設の安全性の向上が図れた。 <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 		

第2部 鉄道交通の安全

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
--	-----	--

実績

(運輸局)

- ・全国交通安全運動（春、秋）、踏切事故防止キャンペーン（11月1日～10日）時に学校、沿線住民、道路運送事業者等を対象として、関係機関等の協力の下、広報活動を幅広く積極的に実施

運 転 事 故

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全国	件数	790	758	727	715	670	639	615	483	542	-
	死者	276	287	286	307	278	255	254	236	262	-
	負傷者	455	420	339	337	277	283	358	180	203	-
四国	件数	36	23	25	31	24	28	24	27	30	36
	死者	10	7	14	13	11	12	10	15	11	24
	負傷者	15	12	9	8	4	10	10	6	9	3
高知	件数	8	2	4	2	9	4	3	4	7	7
	死者	2	1	1	0	3	0	0	1	1	3
	負傷者	4	1	3	0	2	3	3	0	3	2

踏 切 事 故

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全国	件数	290	248	236	223	250	226	211	165	217	-
	死者	93	92	101	96	111	89	84	74	96	-
	負傷者	104	119	62	93	58	60	132	43	61	-
四国	件数	16	10	8	20	14	16	11	12	15	9
	死者	2	2	3	5	7	5	3	4	4	4
	負傷者	4	4	3	5	0	6	5	4	4	0
高知	件数	1	0	1	1	5	0	1	1	1	2
	死者	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1
	負傷者	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0

(四国旅客鉄道(株))

- ・感染防止のため、大掛かりなキャンペーンは出来なかったが、駅での踏切安全通行啓発放送やチラシ等の配布を行った。
- ・踏切の安全に通行するためのテレビCMは実施した。

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・例年11月に実施している、踏切事故防止キャンペーンに合わせて沿線住民及び関係機関(市町村・警察署・自動車学校)との交流を図り、踏切事故防止の知識の普及や理解に努めた。

(とさでん交通(株))

- ・令和4年度は、小学生の車庫見学を4回実施し、電車の制動距離、車内の乗降について、また踏切道の横断等について安全啓発を行う。また、電車・バスの乗り方教室による安全啓発を実施した。(高齢者1回、小学生1回)
- ・踏切事故防止キャンペーン期間、踏切場所でのチラシ配布・立て看板設置など啓発活動を実施した。
- ・高齢者や障がい者への基本的な対応研修を実施した。

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・令和4年度の運転事故は、対前年度比で、四国では件数は増加し、死傷者数も増加となり、高知県では事故件数は横ばいとなり、死傷者数は増加となった。
- ・令和4年度の踏切事故は、対前年度比で、四国では件数は減少し、死傷者数も減少となり、高知県では、事故件数及び死傷者数は増加となった。

(四国旅客鉄道(株))

- ・課題等なし。

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・令和4年11月1日(火)に安芸警察署、芸西小学校生徒、芸西役場、安芸自動車学校、四国旅客鉄道株式会社、四国運輸局に参加をいただき踏切事故防止(踏切脱出・列車防護)訓練を実施した。

(とさでん交通(株))

- ・直接電車内にて、電車の特徴を把握することによる、視覚による危険性を認識できたと考える。また、リーフレットの配布による踏切道の危険性の認識が図られたと期待する。
- ・国土交通省の接遇研修プログラムを活用することで、基本及び対応方法が身についており、今後も継続して研修を実施し、スキルアップを図る。
- ・一部の小学校のみ継続的实施しており、他の小学校にも車庫見学をしていただき、公共交通に少しでも興味を持つとともに安全意識の浸透を図りたい。また、高齢者等についても同様である。

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(1) 保安監査の実施	機関名	運輸局
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者に対し定期的に保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について指導するとともに、過去の指導のフォローアップを強化 ・鉄道事業者の安全担当部長等の参加による保安連絡会議を開催 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・安全運行を確保するため、今後とも保安監査等を実施し、鉄道事業者の安全管理体制の充実を図り、施設及び車両の保守、運転取扱い等について適切に指導するとともに、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る必要がある。 		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(2) 運転士の資質の保持	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株)
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力車操縦者運転免許試験を適正に実施 ・運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導 ・鉄道事業者からの動力車操縦者資質管理報告書及び異常運転等報告書に基づき、必要に応じて運転士の資質の保持を図るよう鉄道事業者を指導 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転士の資質の維持・向上に向けた定例訓練及び車両知識・応急処置能力・異常時対応能力等の向上に向けた各種訓練を実施した。また、訓練、点呼、添乗等により、運転士個々の知識・技能の把握に努め、適切な指導・教育を実施した。 ・安全統括管理者・運転管理者を始め、本社管理部門による現業機関への巡回及び点検を実施し、基本動作・基準作業の実施状況の把握と指導に取り組んだ。 <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転適性検査を定期的実施して、乗務員の資質管理に努めた。 ・乗務点呼において、健康状態チェックリストを活用し乗務員の健康状態の把握に努めた。 ・乗務員の規程等の理解度を把握して個人指導の際の参考とするため、業務研修会で、規程等についての理解度テスト(安全診断)を実施した。 ・添乗指導を実施して、乗務員の業務知識、技能の習熟度や知悉度を把握に努めた。 <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全乗務員に適性検査を計画通り確実に実施。 ・新人教育研修(1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、3年、5年)実施。(12回開催) ・事故惹起者教育の実施(2回開催) ・運転教官研修に実施(4回開催) 		

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・ 運転事故等を未然に防止するため、継続して運転士の資質の保持を図る必要がある。

(四国旅客鉄道(株))

- ・ 課題等なし。

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・ 運転適性検査、乗務点呼(健康状態の確認)、業務研修会及び添乗指導は計画どおり実施できた。

(とさでん交通(株))

- ・ 事故件数が前年比半分となり、確実に成果が出ており、利用者の信頼も厚くなり、安全・安心が提供できたと認識する。
- ・ ベテラン運転士の慣れ防止のための研修及び教育を充実させることが課題である。
- ・ 教育・研修項目による事故件数減少要因を更に分析し、教育・研修を見直しすることが課題である。
- ・ 運転指導教官任命後、また終了後に運転教官研修を実施することで、教育の平準化を図るとともに今後の研修・教育に活かすことができる。

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株)
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車事故等を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者への周知を実施した。 ・運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導 ・国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進した。 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上のトラブル情報については、全社的に展開しているヒヤリハット運動及びリスクアセスメントとして、積極的な取組みを推進するとともに水平展開を行い、事故を芽のうちに摘み取る運動を継続している。 ・他鉄軌道事業者において発生した情報を収集し、社内で展開、他山の石として活用することで、同種トラブルの防止に取り組んだ。 ・これまでに培ってきた安全に関わる「ルールの成り立ち」や「過去の事故に至る背景等の経験知」を確実に社内で引き継ぎ「安全を普段着の行動とする文化」を醸成した。 <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット運動、インシデント情報・保安情報の事例を収集、分析し対策等を社内の安全対策委員会等で協議による情報の共有を図った。 <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催される合同助役会、運転助役会、また年間2回の乗務員会による会議体において、保安情報を議題とした、ディスカッションによる教育の実施。 ・ヒヤリハット対策委員会を毎月開催し、事例を水平展開した。 		

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・列車事故等を未然に防止するため、リスク管理の深度化の促進を図る必要がある。

(四国旅客鉄道(株))

- ・課題等なし。

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・安全対策委員会でヒヤリハット等の収集、分析、対策等を行い報告書で社内回覧を行い情報の共有を図った。

(とさでん交通(株))

- ・会議体において、活発な意見交換ができたことや、その取り組みを参考に事故の未然防止に役立つとともにコミュニケーション不足の解消に繋がる。
- ・ヒヤリハット活動の活発化が図られ、全体に安全に対する意識が高まった。
- ・更なる安全意識の醸成を図るべく、工夫した研修・教育が必要である。

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(4) 気象情報等の充実	機関名	気象台
		四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株)
実績		
<p>(気象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。 ・さらに、利活用の促進を図るため、報道機関等を通じた情報の提供、気象情報等の利用に関する広報や講習会の開催など気象知識の普及等を行った。 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期・不定期で開催されている気象に関する連絡会や勉強会等に積極的に参加し、気象に対する知識の取得に努めるとともに、関係機関との連携と情報の共有化を図った。 ・定期・不定期で開催されている気象に関する連絡会や勉強会等に積極的に参加することで、気象に対する知識の取得に努めた。 <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風・大雨・地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、気象警報・注意報及び津波警報等に関する情報の質的向上と適切及び迅速な伝達に努める。 ・気象庁が発信する「緊急地震速報」を受信して運行中の列車等に向けて発報する、「早期地震通報システム」を運用して、大規模地震等にかかる旅客等の安全の確保に努める。 <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメントセミナー受講2名参加し、参加者が講師となり災害等の知識について研修を実施。 ・運輸局や気象台による情報収集を図り、気象知識の向上に努めた。 		
成果、課題及び改善点		
<p>(気象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果として、鉄道交通の安全、鉄道運行従事者への注意喚起に寄与した。 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/4, 5, 7/31, 9/18, 19は大雨の影響により雨量計が規定値に達したため、一部の列車の徐行運転及び、運転休止を行った。 <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報により、会議体において計画運休実施の有無の判断材料に活用でき、台風など急な進路変更も視野に、安全側に対応する意識が根付いた。 ・運行情報について、HP、SNS、停留場について多言語による情報提供に努めた。 ・気象情報提供の時間帯を更に短時間にする事で、迅速に運行情報を提供したい。 		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	機関名	運輸局
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認 ・輸送障害等の鉄道事業者に対し、列車等の運行状況を的確に把握して、旅客等への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・継続して、大規模な事故等の発生を想定した訓練の充実を図るよう指導する必要がある。 		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	機関名	運輸局
実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等の安全管理体制の構築・改善状況を確認し助言を行う運輸安全マネジメント評価を実施した。 		
成果、課題及び改善点		
<ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全を確保するため、今後とも運輸安全マネジメント評価を実施し、鉄道事業者の安全管理体制の充実を図り、施設及び車両の保守、運転取扱い等について、適切に指導する必要がある。 		

第2部 鉄道交通の安全		
3 鉄道の安全な運行の確保		
(7) 計画運休への取組	機関名	運輸局
		四国旅客鉄道(株) 土佐くろしお鉄道(株) とさでん交通(株)
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、情報提供した上で列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導。 ・情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、計画運休時等における多言語案内体制の強化を指導。 <p>(四国旅客鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁及び鉄道局等、関係機関より発出される気象に関する情報を早期に収集し、社内において情報共有を行ない、事前の列車運行計画(運休や運転の再開)に反映させることで、安全運行の確保に取り組んだ。 ・計画運休を実施する場合は、ホームページや駅案内板等において、多言語による案内を実施した。 <p>(土佐くろしお鉄道(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風接近に伴い、進路予報などを勘案したうえで、対策本部を設置し計画運休について検討した。 <p>(とさでん交通(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風、大雪等計画運休の有無を判断する会議体を適宜実施。 ・台風14号の接近に伴い計画運休を実施(終日) 		

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・引き続き、気象状況に注意するとともに、計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

(四国旅客鉄道(株))

- ・課題等なし。

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・9月18日、気象庁等の情報により、台風14号が高知県に接近し暴風圏内に入ると予想されたため、対策本部を設置し計画運休を行った。

(とさでん交通(株))

- ・情報の精度が高まり計画運休の有無の判断ができた。また、安全確保の意識が高揚し、安全側に計画を立てる方針となる。
- ・計画運休の実施する場合や運転再開時に、利用者が適切な行動を選択できるよう、情報提供が十分であったか検証中である。(HP、メディア、SNS、関係各所、停留場などへの情報提供)

第2部 鉄道交通の安全		
4 鉄道車両の安全性の確保		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の高い車両を維持するための確実な車両検査の実施、車両保守の推進を図るよう指導した。 <p>(四国旅客鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生車両の導入はなかったが、車両の定期検査の確実な実施と、老朽部品の計画取替を継続して進めることにより、車両の安全確保に努めた。 <p>(土佐くろしお鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の定期検査及び老朽部品の機器更新を計画 <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査 <ul style="list-style-type: none"> 中村・宿毛線・・・4両（特急車両2両・普通車両2両） ごめん・なはり線・・・3両（普通車両3両） <p>(とさでん交通（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の定期検査及び老朽部品の機器更新を計画 <ul style="list-style-type: none"> 定期検査 17両 全般検査（ワンマン車8両・ツーマン車3両） 重要部検査（ワンマン車5両・ツーマン車1両） 機器更新 <ul style="list-style-type: none"> 補助電源装置更新 2両 		
成果、課題及び改善点		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の高い車両を維持するための確実な車両検査の実施、車両保守の推進を図る必要がある。 <p>(四国旅客鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(土佐くろしお鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度の定期検査については全て計画通り行った。 <p>(とさでん交通（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の定期検査を実施し安全運行の向上が図れた ・装置の更新により安定した出力を得て、装置の故障が減少し安全運行の維持向上が図れた 		

第2部 鉄道交通の安全		
5 救助・救急活動の充実		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株） 県消防政策課 県医療政策課
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の重大事故等の発生に備えて、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅等における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進。 <p>(四国旅客鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して推進する「安全推進計画」において、お客さま及び社員等の人命を守ることを主目標に掲げ、人命最優先の意識の高揚に努めた。 ・防災士の養成は行わなかったが、異常事態発生時、安全・迅速な避難誘導、救助・救急活動を行えるよう、総合事故対策訓練、地震津波発生時の避難誘導訓練を計画的に実施し、異常時における対応能力の向上を図った。 <p>(土佐くろしお鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察・消防・病院等との合同訓練や社員を対象とした訓練を実施して、連絡・協力体制の構築及び社員の知悉度の向上に努めた。 <p>(とさでん交通（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生を前提とした防災訓練、難誘導訓練、事故対応訓練、テロ訓練を関係警察署と実施し、お客さま及び運転士の人命を第一に避難誘導方法が円滑に行われたと考えられる。 また、訓練後に振り返りによる意見交換会を実施し、次回の訓練に反映したい。 <p>(県消防政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 <p>(県医療政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 		

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・鉄道の重大事故等の発生に備えて、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、更なる体制の充実・強化を図る必要がある。

(四国旅客鉄道(株))

- ・コロナ感染防止上、一部中止とした訓練があった

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・令和4年10月6日(木)に高知県警航空隊、高知県中村警察署、黒潮町役場、黒潮町立入野小学校・中学校に参加していただき「南海トラフ地震発生後の避難誘導訓練」を実施し、避難誘導の際の協力体制の構築を図り、また、車両からの避難方法、手段について確認を行った。

(とさでん交通(株))

- ・各種訓練を継続的に実施していることで、円滑な避難誘導が図られており、現場課員の実践訓練参加者も徐々に増加しており訓練の重要性の意識が高まっている。
- ・今後、高齢者や幼児等が乗車されている想定の実施し、避難誘導のスキルアップを図りたい。

(県消防政策課)

- ・課題等なし。

(県医療政策課)

- ・課題等なし。

第2部 鉄道交通の安全		
6 被害者支援の推進		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被害者等支援計画」未策定の事業者に対して、策定・公表を個別にプロモート。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、被害者等支援計画に関係するマニュアルの改正を必要により行っているが、昨年度の改正は無かった。 <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は計画無し <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援フォーラムへの参加 		
成果、課題及び改善点		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者が策定・公表する「被害者等支援計画」は、全国的に策定・公表が進んでいないので、引き続き関係団体を通じて策定促進を図る。 ・被害者等と直接に向き合う業務を遂行するため、関係機関等の協力を得ながら、被害者等支援計画に関する基本的な知識や心構えの習得を行い、窓口の機能を充実させる必要がある。 ・現在のコロナ禍のなかでは、被害者等にコンタクトカード（国土交通省公共交通事故被害者等支援室の紹介）を直接お渡しできないので、医療機関と連携して配布する必要がある。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援計画の変更等があれば直ちに見直し対応する。 		

第2部 鉄道交通の安全		
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者で発生した事故等及びインシデント（事故が発生するおそれのある事態）の原因究明と再発防止対策の実施を指導。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省・運輸局・各鉄軌道事業者等から情報提供のある鉄軌道運転事故等の各種情報を、社内において情報共有し、各主管部を通じて現場への周知を行い同種事故の再発防止に向けた取り組みを展開した。 ・鉄道事故等の発生時は、社長を委員長として毎月開催している「安全推進委員会」において、事故原因の究明と対策について検証を行い、同種事故の再発防止に取り組んだ。 <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は計画無し。 <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全推進会議」による、原因究明と事故対策にいて協議する。また、現場の問題点を把握し、その直接的、間接的要因を解決し、必要な知識、意識の共有する等討議する。 		
成果、課題及び改善点		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、鉄道事業者で発生した事故等及びインシデント（事故が発生するおそれのある事態）の原因究明と再発防止対策の実施を指導する必要がある。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎知識の理解、他社事例を参考にするなど効果のある事故防止対策が可能となるとともに、管理監督者の安全優先の価値観を明確化ができた。 		

第3部

踏切道における交通の安全

第3部 踏切道における交通の安全		
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者と調整等を図り、歩道が設置されていない踏切道への歩道の新設等、歩行者及び通行者等の安全確保を図るよう指導。 ・新設道路は立体交差とし、道路拡幅計画では鉄道側と道路側で事前に調整を図るよう指導。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏切障害事故を防止するため、道路管理者等と連携・協力し立体交差化・構造改良等を継続して実施する。 <p>計画どおり実績は無かった。</p> <p>（踏切道の構造改良・・・・・・・・・・2022年度：高知県内の実施は0箇所）</p> <p>（踏切道の立体交差化・統廃合・・・・・・・・2022年度：高知県内の実施は0箇所）</p> <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は計画なし。 <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし 		

成果、課題及び改善点

(運輸局)

- ・道路管理者と調整等を図り、歩道が設置されていない踏切道への歩道の新設等、歩行者及び通行者等の安全を図る必要がある。
- ・新設道路は立体交差とし、道路拡幅計画では鉄道側と道路側で事前に調整を図るよう指導する必要がある。

(四国旅客鉄道(株))

- ・課題等なし。

(土佐くろしお鉄道(株))

- ・課題等なし。

(とさでん交通(株))

- ・課題等なし。

第3部 踏切道における交通の安全		
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切遮断機の新設、既設踏切保安設備の改良を促進するよう指導。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <p>高知県内の実施はなかった</p> <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 通行車両等が踏切道内にて脱輪等の理由で列車の運行に支障が発生した場合、特殊信号発光器を点滅させることにより列車に対して異常を知らせ、通行車両と列車の触車事故を未然に回避する等、踏切道の安全性を向上させるため、踏切に支障報知装置を新設。 <p>中村線 1箇所 川奥踏切</p> <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし 		
成果、課題及び改善点		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切遮断機が整備されていない踏切道は、踏切遮断機が整備された踏切道と比較して事故発生率が高いことから、着実に踏切遮断機の整備を行う必要がある。 自動車交通量の多い踏切道は、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案し、踏切支障報知装置（非常押しボタン、障害物検知装置）の設置、全方位型赤色せん光灯の整備等、より事故防止の効果の高い踏切保安設備の整備を進める必要がある。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題等なし。 <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> R4年度の工事計画は予定通り完工し、鉄道施設における踏切道の安全性の向上が図れた。 <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題等なし。 		

第3部 踏切道における交通の安全		
3 踏切道の統廃合の促進		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者との調整等を図り、踏切道の構造の改良等の事業の実施にあわせて、近接踏切道のうち、その利用状況や迂回道路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切事故を防止するため、道路管理者等と連携・協力し3・4種踏切の廃止もしくは1種化の検討について引き続き推進していくが、高知県内の実施は無かった。 <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は計画なし <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし 		
成果、課題及び改善点		
<p>（運輸局）</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施にあわせて、近接踏切道のうち、その利用状況や迂回道路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する必要がある。 <p>（四国旅客鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題等なし。 <p>（土佐くろしお鉄道（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題等なし。 <p>（とさでん交通（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題等なし。 		

第3部 踏切道における交通の安全		
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置		
	機関名	運輸局 四国旅客鉄道（株） 土佐くろしお鉄道（株） とさでん交通（株）
実績		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者との合同の踏切事故防止キャンペーン（11月1日～10日）を実施し、踏切道内でとりこになった自動車の脱出方法、踏切支障報知装置（押ボタン）の操作等を周知するとともに、踏切道通行者にチラシを配布し安全通行の啓発活動を実施。 <p>(四国旅客鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライバー及び歩行者のマナー、モラルの向上を目指した踏切事故防止キャンペーン等に加え、踏切事故防止CMの放映を適宜実施した。 ・踏切認知度向上を目的とした踏切内ペイント舗装の継続した実施。 （2022年度：高知県内の実施は無かった） ・落輪復旧スロープの継続した設置。 （2022年度：高知県内の実施は無かった） ・踏切ブロックのカラー化を踏切改良時に合わせ実施。 （2022年度：高知県内の実施は無かった） <p>(土佐くろしお鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏切事故防止キャンペーン（例年11月1日～10日） 学校・沿線住民・運送事業者を対象に、列車防護訓練・踏切脱出訓練等を行い、鉄道の安全に関する知識の浸透を図る <p>(とさでん交通（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知広域都市計画事業「篠原土地区画整理事業」に伴い踏切道の改良について協議中 		
成果、課題及び改善点		
<p>(運輸局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度、高知県内で踏切事故が2件発生し、1名が死亡した。 ・今後、踏切事故「ゼロ」を目指して、踏切事故防止キャンペーン等を通じ、踏切道の安全通行の啓発活動を実施する必要がある。 <p>(四国旅客鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等なし。 <p>(土佐くろしお鉄道（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年11月1日（火）に安芸警察署、芸西小学校生徒、芸西役場、安芸自動車学校、四国旅客鉄道株式会社、四国運輸局の参加をいただき踏切事故防止（踏切脱出・列車防護）訓練を実施した。 <p>(とさでん交通（株）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記について、継続協議中 		